

目次

第1章 環境アクションプランとは	1
1 環境アクションプランの目的	2
2 環境アクションプランの期間	3
第2章 前アクションプランのふりかえり	5
1 数値目標の達成状況	6
2 市民・市民団体の取組状況	17
3 事業者の取組状況	20
4 行政の取組状況	21
5 課題の総括	25
第3章 前期環境アクションプランの内容	29
1 前期環境アクションプランのポイント	30
2 ゼロカーボンシティへの挑戦	34
3 自然環境の保全	47
4 循環型社会の形成	50
5 生活環境の保全	63
6 次世代につなげる取組	66

はじめに

敦賀市では、平成 25 年に第 2 次敦賀市環境基本計画を策定し、この計画を実効性のあるものにするため、環境基本計画の具体的な活動を明記した「環境アクションプラン」も同時に策定しました。

環境アクションプランは、5 年ごとに見直すこととしていますので、今回、環境保全を取り巻く社会情勢の変化や第 2 次敦賀市環境基本計画 前期・後期環境アクションプラン（以下、「前アクションプラン」という。）期間中の取組を踏まえ、見直しを行いました。

本冊子「前期環境アクションプラン」は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の活動の道しるべとしてとりまとめたものです。

第1章 環境アクションプランとは

この章では、第3次敦賀市環境基本計画の別冊である環境アクションプランに関する基本的な事項を定めています。

1 環境アクションプランの目的

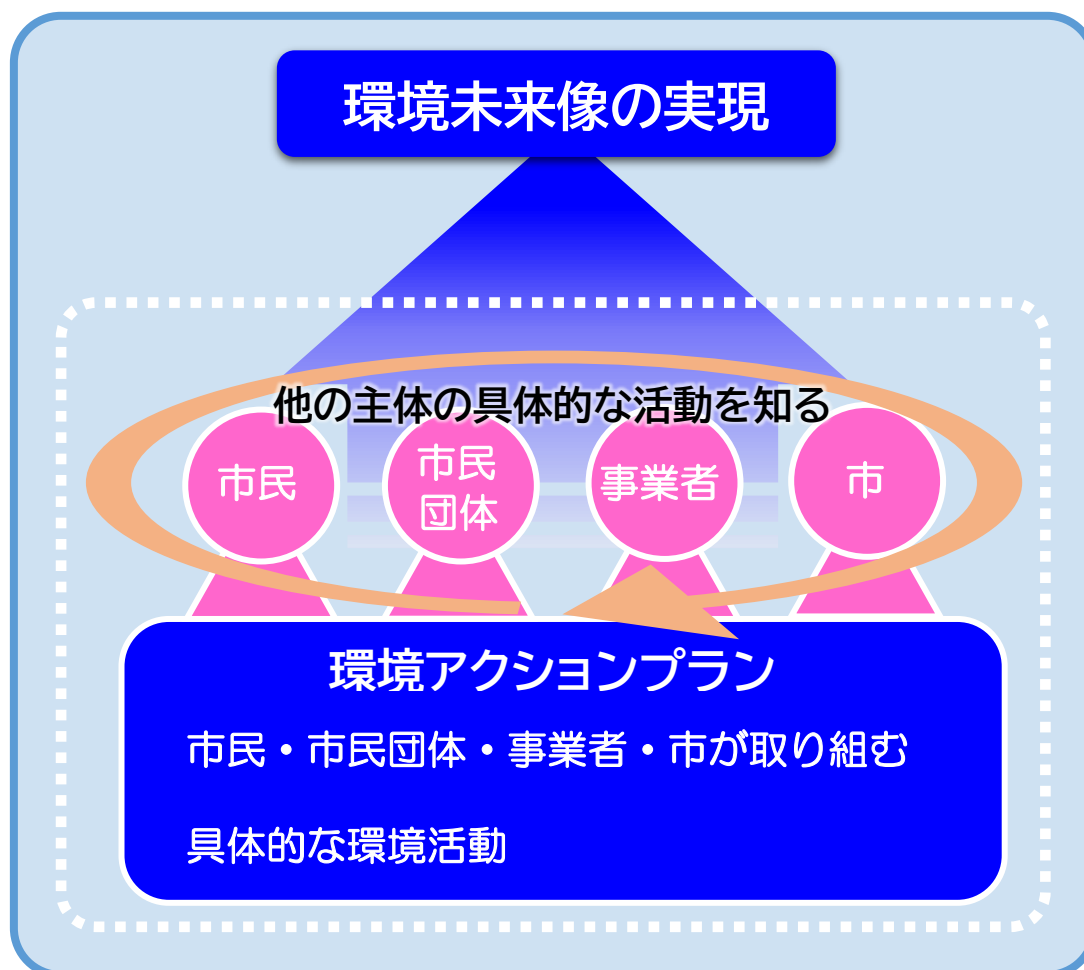
2 環境アクションプランの期間

1 環境アクションプランの目的

「環境アクションプラン」とは、環境未来像やこの未来像の実現に向けて取り組む環境施策の分野ごとの長期的な方向などを定めた第3次敦賀市環境基本計画の本編冊子に基づき、各主体（市民・市民団体・事業者・市）が日々の生活において実際に取り組んでいく具体的な環境活動を定めたものです。

各主体が自主的に取り組んでいく環境活動の目安とするとともに、他の主体の具体的な環境活動を知りお互いに連携・協働しながら環境活動に取り組んでいくことを目的としています。

第3次敦賀市環境基本計画の構成イメージ



2 環境アクションプランの期間

本冊子は、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とした「前期 環境アクションプラン」として策定しています。

長期的な方向などを定めた本編冊子と具体的な環境活動を定めた「環境アクションプラン」を分割し、「環境アクションプラン」の短期的な見直しを行っていくことで、社会状況などの変化に柔軟に対応するとともに、第7次敦賀市総合計画や他の分野別計画との整合を図っていきます。

第3次敦賀市環境基本計画 (R5年度～R14年度)

前期 環境アクションプラン
(R5年度～R9年度)

後期 環境アクションプラン
(R10年度～R14年度)

第2章 前アクションプランの

この章では、前アクションプランで計画した環境活動と取組について、その進捗状況を取りまとめています。




- 1 数値目標の達成状況
- 2 市民・市民団体の取組状況
- 3 事業者の取組状況
- 4 行政の取組状況
- 5 課題の総括

1 数値目標の達成状況

前アクションプランでは、環境未来像の実現へ向かう4つの方向ごとに、計画の取組の状況を把握するため、数値目標を設定しています。ここでは、その達成状況についてとりまとめています。

■数値目標の評価方法について

4つの方向ごとに掲げた数値目標の進捗状況の評価します。評価方法は、計画策定時（中間年次）の数値と目標数値を結んだ直線上に、現況数値が達しているかで判断し※、下記の指標で表記しています。

指標	評価基準
	目標を達成している・目標に近づいている 令和4年度の目標値に到達しているまたは計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線上に、現況数値が達している。
	計画策定時より好転している 直線上に達していないが、計画策定時（中間年次）の数値と現況数値が同じまたは、良くなっている。
	目標から遠ざかっている 直線上に達しておらず、計画策定時（中間年次）の数値より現況数値が悪くなっている。

※公害苦情処理件数、温室効果ガス排出量など、計画策定時（中間年次）より数値が減少することが望ましい指標については、現況数値が計画策定時（中間年次）の数値と目標数値を結んだ直線を下回っているかで進捗状況を判断します。

① みんなが自然と歴史文化を育みます

私たちみんなが、自然を大切に作る心を育み、本市の貴重な自然とそこに育まれる多種多様な生き物や生態系を守り、今ある豊かな自然の恵みを次世代に受け継いでいきます。

また、まちなかにおいても、みどりや歴史文化との調和が取れた人々の心安まる美しい都市景観づくりを進めていきます。

【達成状況】

方向①では、「保安林※指定面積」および「有害鳥獣被害額」を数値目標としています。

「保安林指定面積」は、令和2年度現在 8,752ha であり、未達成となっておりますが、計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線上に達しています。

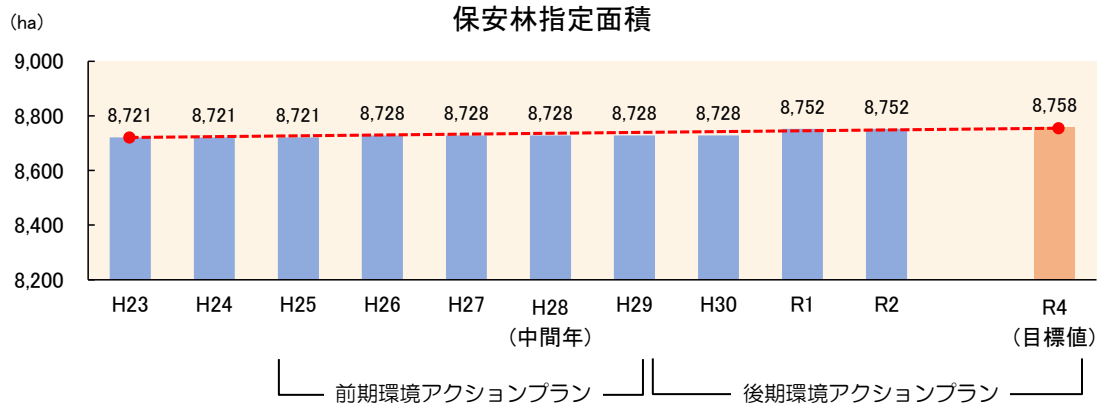
「有害鳥獣被害額」は、順調に減少していましたが、令和2年度現在 8,570千円と中間時よりも増加しており、目標未達成となっております。

※水源のかん養、土砂災害の防止、防風などの目的のために伐採や開発を制限する森林

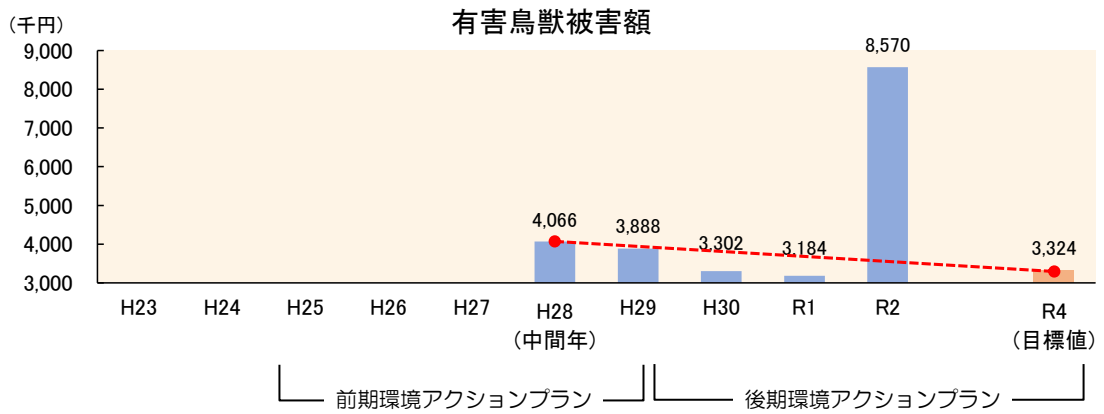
数値目標の達成状況

指 標	計画策定時 (H23)	前期 (H28)	後期 (R2)	目 標	達成状況
保安林指定面積	8,721ha	8,728ha	8,752ha	8,758ha	
有害鳥獣被害額	-	4,066 千円	8,570 千円	3,324 千円	

■保安林指定面積



■有害鳥獣被害額



② みんなが安心して快適に暮らします

私たちみんなが、健康に暮らしていくために、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質などに脅かされない安心できる環境を築いていきます。

また、近隣公害の防止、障がい者や高齢者などにとっても利用しやすい交通や施設の整備を進めるなど、人にやさしく快適なまちづくりに取り組んでいきます。

【達成状況】

方向②では、「汚水処理人口普及率」、「水洗化率」など4つを数値目標としています。

「汚水処理人口普及率」は、令和2年度現在 94.3%であり、未達成となっておりますが、計画策定時の数値と目標数値を結んだ直線上に達しています。

「水洗化率」は、令和2年度現在 92.8%であり、未達成となっております。

「大気質、河川・地下水質、騒音・振動の監視」については、いずれの年も一部の調査地点で環境基準達成率が80%未満となり、未達成となっております。

「苦情処理件数」は、減少傾向にあり、直近5カ年の平均件数は30件で目標を達成しています。

数値目標の達成状況

指 標	計画策定時 (H23)	中間 (H28)	後期 (R2)	目 標	達成状況
汚水処理人口普及率※ ¹	88.5%	92.5%	94.3%	95.2%	
水洗化率※ ²	93.3%	95.9%	92.8%	97.5%	
大気質、河川・地下水質、 騒音・振動の監視※ ³	未達成	未達成	未達成	達成	
公害苦情処理件数※ ⁴	68件	68件	30件	56件	

※1 $\frac{\text{汚水処理人口(公共下水道、農業集落排水施設等、及び合併処理浄化槽の整備人口)}}{\text{人口}} \times 100$

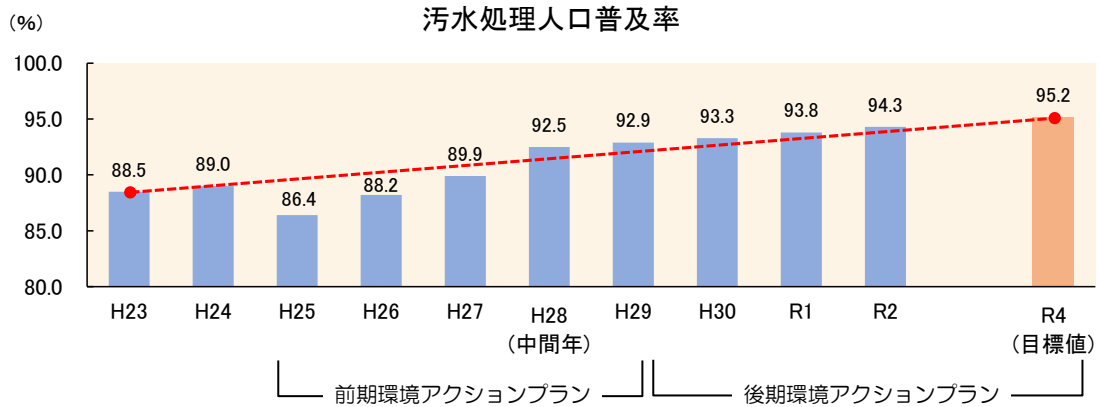
※2 $\frac{\text{水洗化人口(汚水を下水道で処理している人口)}}{\text{排水人口(公共下水道の整備人口)}} \times 100$

※3 環境基準達成率 = $\frac{\text{環境基準達成月数}}{\text{調査実施月数}} \times 100$

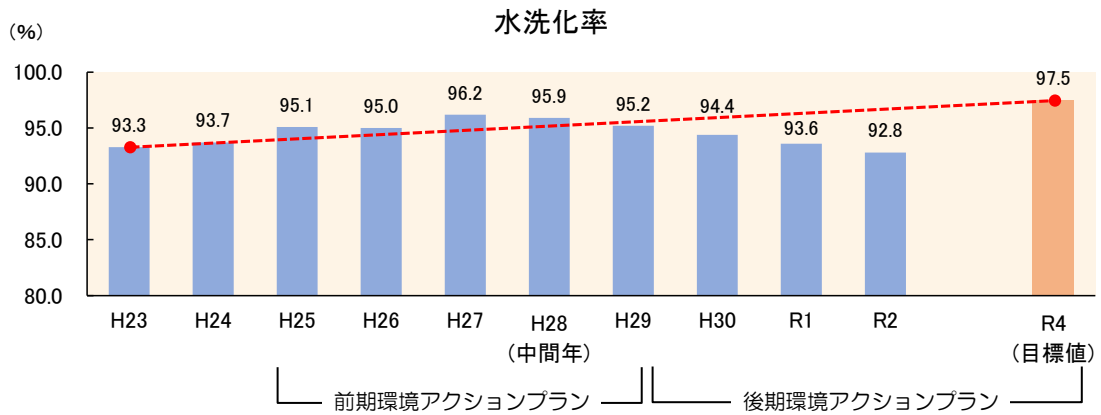
(全ての調査地点において環境基準達成率が80%を越えていれば達成とする)

※4 公害紛争処理法に基づく、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭などの公害苦情処理件数(5カ年平均)

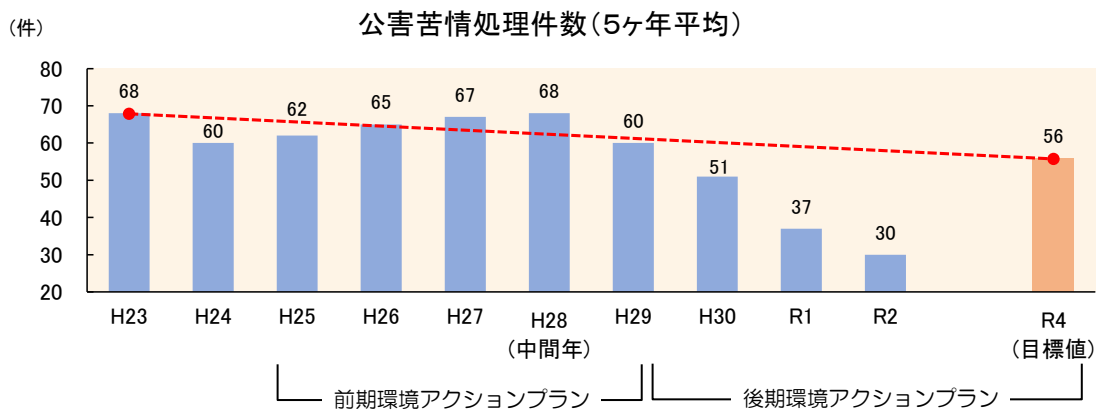
■ 汚水処理人口普及率



■ 水洗化率



■ 公害苦情処理件数(5カ年平均)



③ みんなが地球と歩みます

私たちみんなが、私たち自身の生活を支えている地球環境を守り続けるために、何を行い、どのように地球と歩むべきかを考えていきます。

また、身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取組を実践し、地球温暖化対策を推進するとともに、資源を大切に、環境負荷の少ない循環型社会をめざしていきます。

【達成状況】

方向③では、「温室効果ガス排出量」、「電気使用量」など5つを数値目標としています。

「温室効果ガス排出量」は、中間時となる平成 28 年度をピークに減少しており、令和2年度現在 28,567t で目標を達成しています。




「電気使用量」は、令和2年度現在 31.678 千 kWh と中間時より増加しており、未達成となっています。

「1人1日当たりのごみ排出量」は、減少傾向にあるものの令和2年度現在 1,014g となっており、未達成となっています。

「ごみリサイクル率」は、令和2年度現在 15.6%であり、中間時よりも減少し、未達成となっています。

「コミュニティバスの利用者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少し、令和2年度現在 234,495 人と中間時より減少し、未達成となっています。

数値目標の達成状況

指 標	計画策定時 (H23)	中間 (H28)	後期 (R2)	目 標	達成状況
温室効果ガス排出量※ ¹ 【敦賀市地球温暖化防止実行計画】	32,003t	32,941t	28,567t	30,635t	
電気使用量※ ²	-	31.533 千 kWh	31.678 千 kWh	29.325 千 kWh	
1人1日当たりのごみ排出量※ ³ 【敦賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画】	1,089 g	1,023g	1,014g	963 g	

指 標	計画策定時 (H23)	中間 (H28)	後期 (R2)	目 標	達成状況
ごみリサイクル率 ^{※4} 【敦賀市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画】	-	17.2% (15.9% ^{※5})	15.6%	17.5%	
コミュニティバス利用者数	-	309,435 人	234,495 人 ^{※6}	330,000 人	

※1 敦賀市の事務事業により排出される温室効果ガス排出量

※2 敦賀市の事務事業により排出される電気量

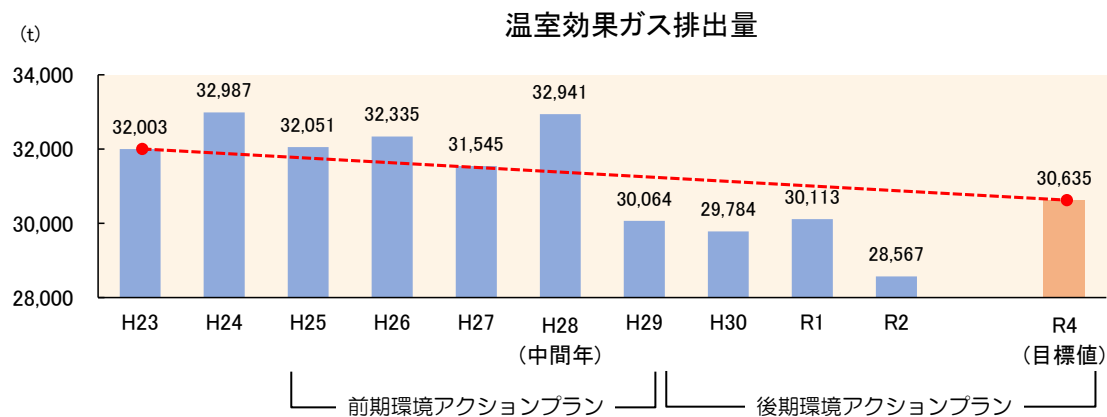
※3 $\frac{\text{ごみ収集量} + \text{集団回収量(古紙類)}}{\text{人口} \times 365 \text{日}}$

※4 $\frac{\text{清掃センター内資源化量} + \text{集団回収量(古紙類)} + \text{民間リサイクル量}}{\text{ごみ収集量} + \text{集団回収量(古紙類)} + \text{民間リサイクル量}} \times 100$

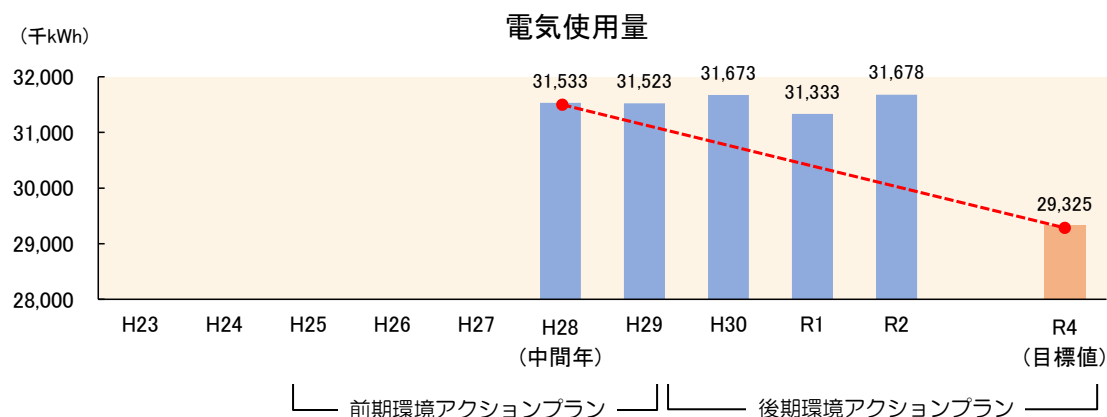
※5 H29年度以降のリサイクル率算定方法に合わせて算定した場合のリサイクル率

※6 新型コロナウイルス感染症による影響あり

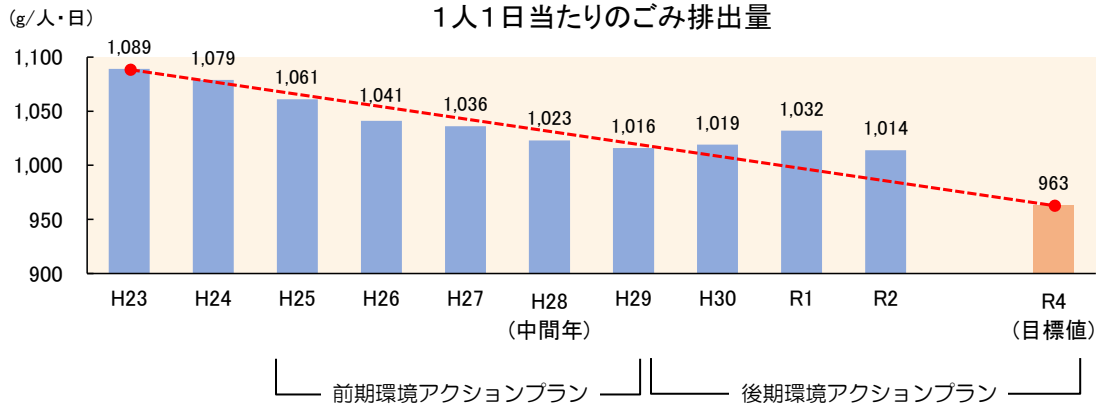
■温室効果ガス排出量



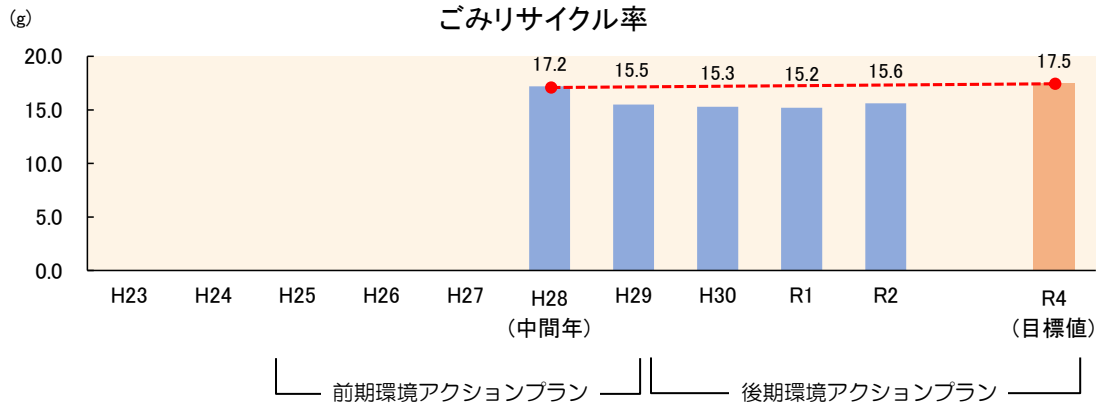
■電気使用量



■1人1日当たりのごみ排出量

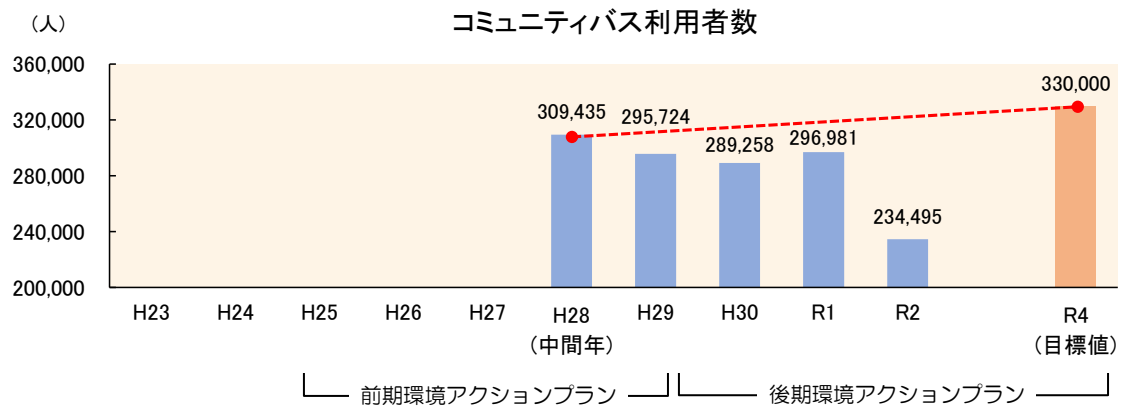


■ごみのリサイクル率



※H29年度からR2年度は変更後のリサイクル率算定方法により算定した場合のリサイクル率を掲載

■コミュニティバスの利用者数



④ みんなが環境を考え行動します

私たちみんなが、身近なものから地球規模のものまで非常に多種多様な環境問題とともに考え、みんな（市民・市民団体・事業者・市）が連携・協働し行動していきます。

そのためにも、長期的な視野に立って、未来を担う次世代も含めた環境教育・環境学習を推進し、世代を超えたつながりを持って環境活動を進めていきます。

【達成状況】





方向④では、「小中学校における環境教育実施回数」、「環境に配慮した活動を行う団体数」など4つを数値目標としています。

「小中学校における環境教育実施回数」は、新型コロナウイルス感染症の影響による休校措置により、令和2年度現在 29 回と計画策定時より大幅に減少し、未達成となっています。

「環境に配慮した活動を行う団体数」は、令和2年度現在 19 団体であり、中間時よりも増加しましたが、未達成となっています。

「環境フェアの来場者数」および「6月環境月間の清掃活動参加者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施出来なかったため未達成となっています。

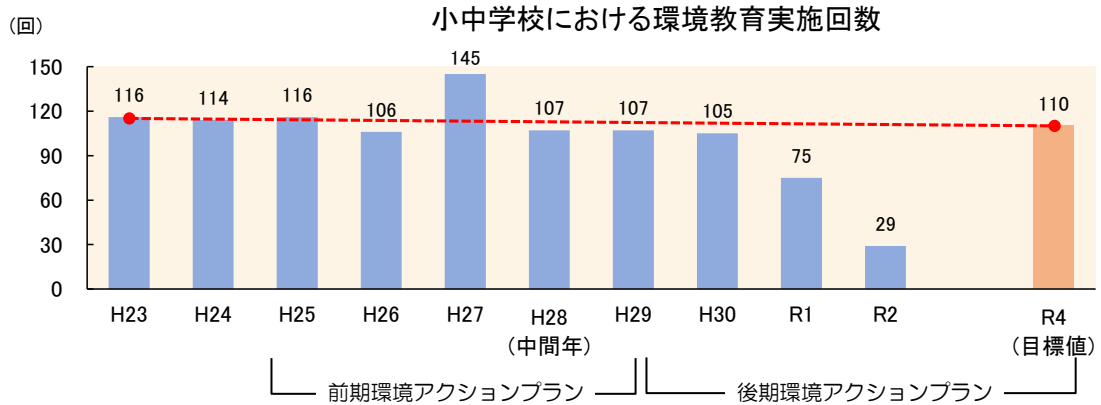
数値目標の達成状況

指 標	計画策定時 (H23)	中間 (H28)	後期 (R2)	目 標	達成状況
小中学校における環境教育実施回数	116 回	107 回	29 回 ^{※1}	110 回	
環境に配慮した活動を行う団体数 ^{※2}	-	18 団体	19 団体	24 団体	
環境フェアの来場者数	-	3,144 人	0 人 ^{※1} (R3:335 人)	3,500 人	
6月環境月間の清掃活動参加者数	-	4,535 人	0 人 ^{※1}	5,000 人	

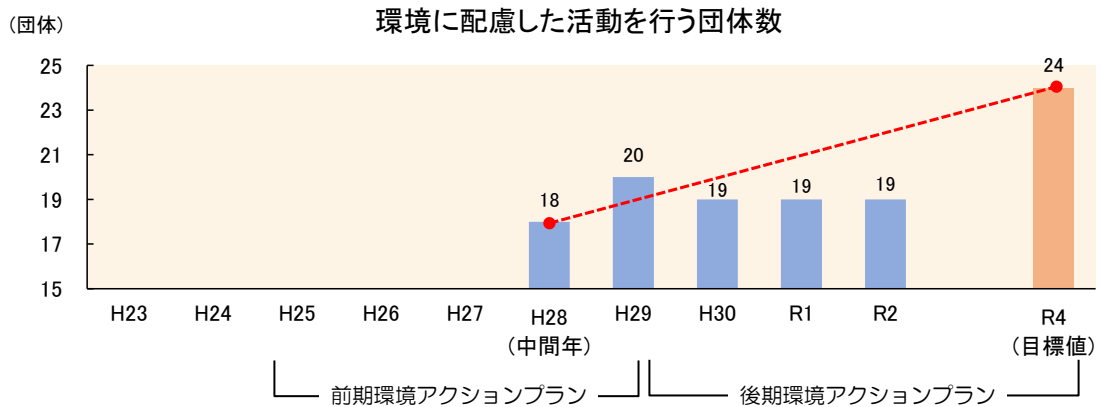
※1 新型コロナウイルス感染症による影響あり

※2 つるが環境みらいネットワーク参加団体数

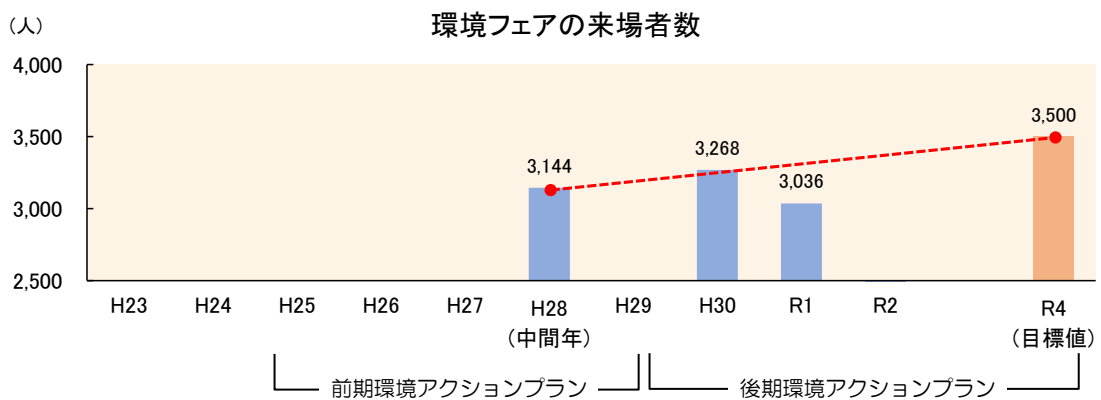
■小中学校における環境教育実施回数



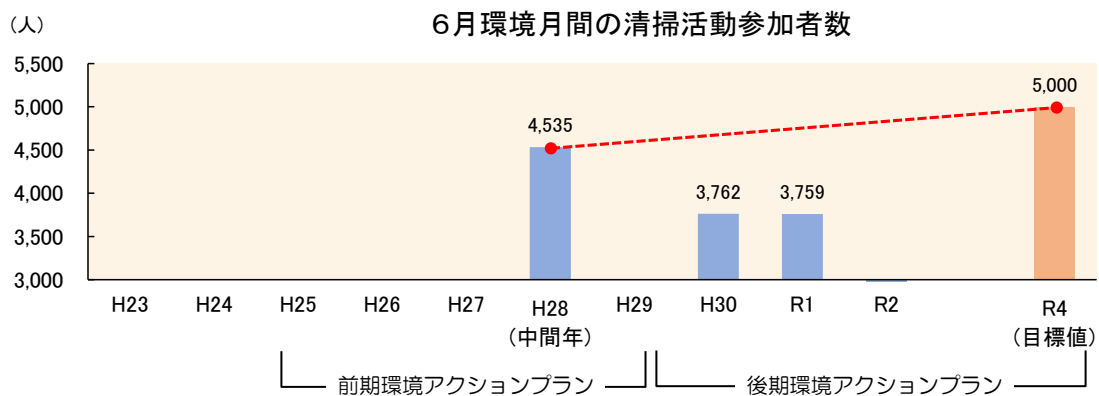
■環境に配慮した活動を行う団体数



■環境フェアの来場者数



■6月環境月間の清掃活動参加者数



2 市民・市民団体の取組状況

前アクションプランでは、本計画がめざす環境未来像を実現していくために、市民・市民団体は、環境保全に対する自らの役割を認識しながら、具体的な環境活動に取り組んでいくこととしています。ここでは、①アンケート結果から見える環境に配慮した活動の普及状況、②環境に配慮した活動の実施状況についてとりまとめます。

(1) アンケート結果から見える環境に配慮した活動の普及状況

環境に配慮した活動の普及状況を把握するため、令和4年6月から7月にかけて、敦賀市民を対象とした市民アンケートを実施しました。（詳細は資料編にて掲載）

対象	広報・実施方法	回答数
全世帯	・ 回覧板でアンケートの案内文を配布 ・ Web形式でアンケートを実施	197部

1. 環境に対する取組状況

節電などの「省エネルギー」に関する取組とごみの分別やマイバックの持参など「3R活動、ごみの適正処理の推進」に関する取組については、大半の回答者が取り組んでいます。

一方、太陽光発電設備の導入などの「エネルギーの創出と有効利用」や「公共交通機関の利用」に関する取組については、大半の回答者が取り組んでおらず、普及が進んでいない状況です。

環境活動について、「地域の清掃などの保全活動」には半数以上の回答者が参加していますが、「市民団体などが企画した保全・清掃活動」や「つるが環境フェアなどのイベント・啓発事業」については参加者が2割程度に留まっています。

2. 市に進めてほしい対策

「ごみのポイ捨て不法投棄の防止」が52.3%で最も高く、次いで「健全な水環境の確保」と「大気汚染・水質汚濁・悪臭の防止」が46.2%で高くなっています。

3. 今後参加したい環境活動

「清掃・美化活動」が40.1%で最も高く、次いで「海や川など自然を守る活動」が30.5%、「花や木を植える活動」が27.9%で高くなっています。

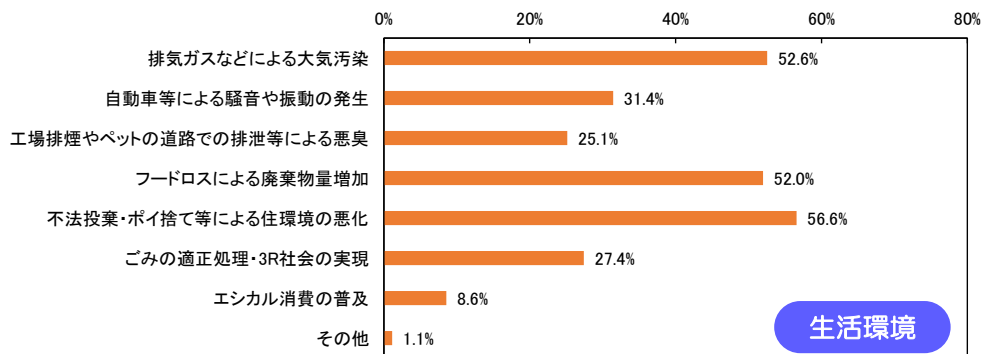
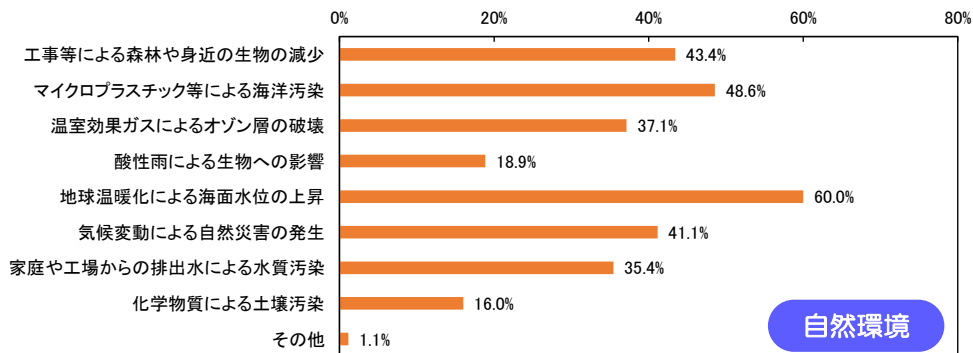
TOPIC アンケートから見える学生の環境に関する意識

敦賀市の将来を担う市内中学生・高校生を対象にアンケートを実施しました。

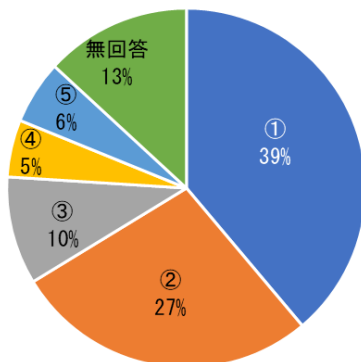
「1.関心を持っている環境問題」について、自然環境分野では「地球温暖化による海面水位の上昇」が60.0%で最も高くなっています。生活環境分野では「不法投棄・ポイ捨て等による住環境の悪化」が56.6%で最も高くなっています。

「2.次の世代につなげたい(残したい)と考える“まち”の環境イメージ」としては、「空気や水がきれいなまち」や「ごみが無い、花や緑に囲まれた美しいまち」が多く挙げられています。

1. 関心を持っている環境問題(複数回答)



2. 次の世代につなげたい(残したい)と考える“まち”の環境イメージ



①	空気や水がきれいなまち
②	ごみが無い、花や緑に囲まれた美しいまち
③	再生可能エネルギーを積極的に使う、自然への負荷が少ないまち
④	多様な動植物と共生するまち
⑤	騒音や振動、悪臭等の害がない安全なまち

(2)環境に配慮した活動の実施状況

環境に配慮した活動の実施状況について、市が公表している市民活動団体登録団体一覧において、環境に配慮した活動を行う団体の活動内容と、一部の団体に実施した簡易アンケートの結果をとりまとめています。

■方向ごとの取組概要

方向① みんなが自然と歴史文化を育みます

植樹や草刈り、遊歩道の整備、水辺環境の美化活動、田んぼづくり、中池見湿地の保全活動など、自然の保全に向けた多様な取組が行われています。

また、市の優れた自然景観をめぐる「陽気にトレイルラン in 敦賀の里山」なども開催されています。

方向② みんなが安心して快適に暮らします

緑化活動や河川の美化活動など水と緑を守る取組が行われています。また、クリーンアップふくい大作戦などにより、市内の清掃活動も積極的に行われています。

方向③ みんなが地球と歩みます

海のペットボトルごみのリサイクルや人と環境に優しい石鹸の普及、食品ロスの抑制活動、マイクロプラスチックの調査など資源循環を進める各種取組が行われています。

また、キャンドルナイトイベントの開催による電気の大切さや環境の大切さについて考えるきっかけづくりや地球温暖化防止の取組（啓発活動、マイバック持参推進等）なども行われています。

方向④ みんなが環境を考え行動します

中池見湿地の生物多様性を守る活動や調査・活動内容の報告・情報交換の実施、イベントへの出展、環境活動セミナーなどが行われています。

また、学校においては総合学習としてSDGsに関して学習する場を設けています。

この他、出前講座の実施による市民向け観光推進取組の支援や勉強会・研修会の開催によるガイドの育成なども行われています。

3 事業者の取組状況

前アクションプランでは、本計画がめざす環境未来像を実現していくために、事業者は、環境保全に対する自らの役割を認識しながら、取り組んでいくこととされています。

事業者の環境に配慮した活動の実施状況について、環境フェアに参加している企業の環境に配慮した活動内容を整理した結果と、一部事業者に実施した簡易アンケートの結果をとりまとめています。

■方向ごとの取組概要

方向① みんなが自然と歴史文化を育みます

気比の松原や水島、中池見湿地、絹掛け崎など貴重な自然を対象とした清掃活動が行われています。また、建設準備工事に伴う環境モニタリング調査が実施されています。

方向② みんなが安心して快適に暮らします

事業活動において、環境管理項目の規制値を順守できているかの自主監視や事業所周辺の環境美化、敦賀市との公害防止協定に関する勉強会の開催など生活環境を守るための取組が行われています。

方向③ みんなが地球と歩みます

環境に配慮した製品の作成・購入やリサイクルの推進など資源循環を進める各種取組が行われています。

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電の導入や水力発電由来の電力の利用、国内間伐材を活用した発電、社用車のハイブリッド化、省エネ行動など多様な取組が実施されています。

方向④ みんなが環境を考え行動します

他の団体が実施する環境保全活動への参加や小学校出前授業の実施など人材育成につながる取組が行われています。

また、社員への環境教育として環境管理計画に基づく取組や環境マネジメントシステムの概要についての説明、勉強会などが実施されています。この他、市民に向けて環境に関する広報活動や脱炭素社会の実現に向けた情報発信なども行われています。

4 行政の取組状況

前アクションプランでは、本計画がめざす環境未来像を実現していくための行政の取組として、アクションプランに記載した事業を実施することとしています。

行政の環境に配慮した事業の実施状況について、年次報告書の内容を基に方向ごとの実施概要をとりまとめています。（詳細は各年次報告書に掲載）

■方向ごとの取組概要

方向① みんなが自然と歴史文化を育みます

自然や歴史を守るため、33個の事業を実施しています。

事業例としてマツクイムシ防除事業、河川美化地域活動事業費補助金、学校給食地産地消推進事業、農福連携サポート事業、中池見管理運営事業、都市公園整備事業、歴史文化資産等の保全管理、敦賀市景観計画による景観形成の推進などがあります。

方向② みんなが安心して快適に暮らします

生活環境を守るため、36個の取組・事業を実施しています。

取組例として公害の未然防止の推進、地下水汚染の防止、生活排水浄化に関する普及・啓発、野外焼却の抑制などがあります。

事業例として大気汚染監視測定事業、水環境保全対策事業、自動車騒音調査事業、ダイオキシン類調査事業、コミュニティバス運行事業、地域福祉活動等支援業務、松原公園環境美化推進事業などがあります。

方向③ みんなが地球と歩みます

資源循環や地球温暖化対策を進めるため、30個の取組・事業を実施しています。

取組例としてカー・セーブデーの普及・啓発、電気の使用量の削減、公共施設における自然エネルギーの利用促進などがあります。

事業例として生ごみ減量化の推進、資源回収奨励事業補助金、廃棄物不適正処理対策事業などがあります。

方向④ みんなが環境を考え行動します

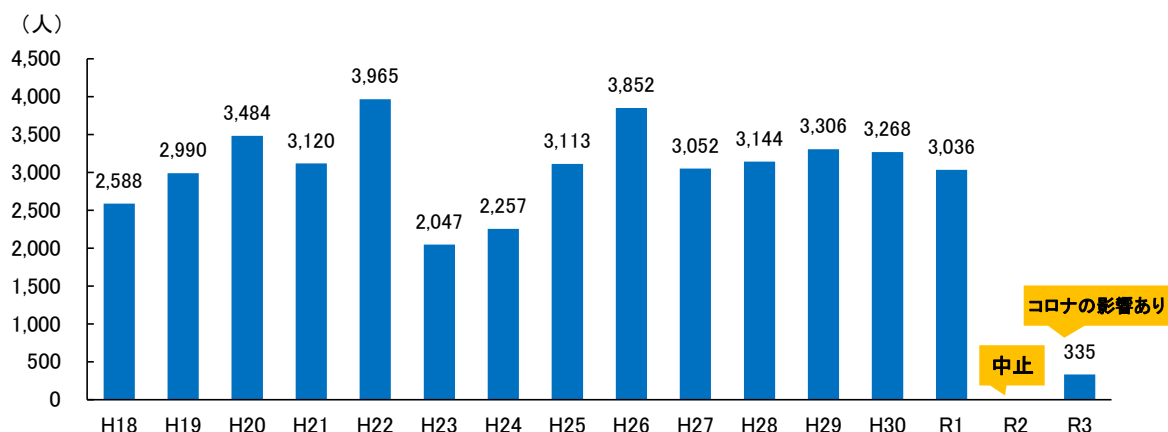
環境教育や学習、各主体の連携を進めるため、14 個の取組・事業を実施しています。
取組例として環境情報の提供などがあります。

事業例として田んぼの学校開催事業、ふれあいフェスタ事業、原子力研修事業、市民協働・NPO 等活動推進事業などがあります。

TOPIC つるが環境フェア（つるが環境コンクール）について

つるが環境フェアは、地域住民に身近な自然や環境への配慮について考えていただくきっかけを提供することを目的とした環境イベントで、企業や団体による環境に関する取組の展示や体験、リサイクル展の開催などを行っています。

平成 15 年に「環境みらいと水のフォーラム」として始まり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている令和 2、3 年度を除き、毎年約 3,000 人の方が参加しています。



つるが環境フェアの参加者数の推移

環境フェアでは、企業や団体による環境に関する取組の展示や体験以外にも、つるが環境コンクールの入選作品を含めた作品を展示するとともに、各部門の最優秀賞・優秀賞を受賞した作品の作者の表彰式も行っています。

なお、つるが環境コンクールは、地球温暖化やごみ問題といった環境問題について、市民 1 人ひとりに関心を持ってもらい、環境のために取り組むことのできる身近な活動などについて考えてもらうため、環境に関するポスターやかべ新聞を広く募集するもので、敦賀市とつるが環境みらいネットワークの共催で毎年実施しています。

TOPIC つるが環境みらいネットワークの活動について

つるが環境みらいネットワークは、平成13年度に策定された敦賀市環境基本計画に基づく取組を実践していく団体として、同年に設立されました。

市内9地区からの代表や公募に応じた市民、市内で活動する市民団体、ISO14001の認証取得事業所又は環境活動を推進する事業者、事務局（環境廃棄物対策課）といった多様な主体で構成されており、これらの主体が連携・協働して自主的に環境活動に取り組んでいます。

第2次敦賀市環境基本計画（及び後期アクションプラン）の期間中においては、社会的な問題であった新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、これまで取り組んできた環境活動の実施が難しい時期もありましたが、感染状況が小康状態に至った令和3年度以降では、①つるが環境フェアの開催②ホテル（自然）の観察会開催③事業所視察研修会の開催④その他の事業（例：フードドライブ）の実施といった環境活動に取り組んでいます。



つるが環境フェア



ホテル（自然）の観察会



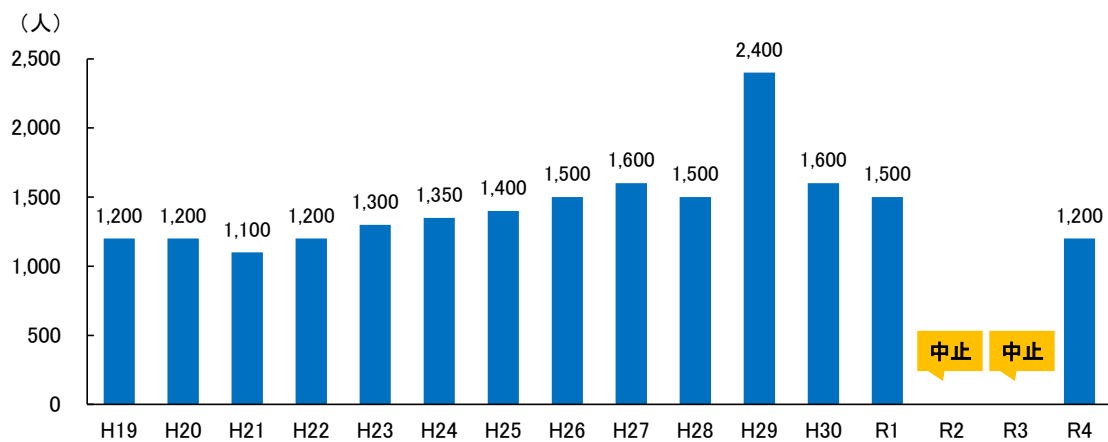
事業所視察研修会



その他の活動

TOPIC 環境美化運動について

環境省は、毎年6月を「環境月間」と定めており、福井県はこの期間中、行政と県民が協働して環境美化を行う「クリーンアップふくい大作戦」に取り組んでいます。敦賀市もこれに連動して「市民総ぐるみ環境美化運動 クリーンアップふくい大作戦」として、毎年各地域で環境美化活動を行っています。気比の松原の一斉清掃では、新型コロナウイルス感染症による影響で中止となった令和2、3年度を除き、毎年1,000人以上が参加者しています。



気比の松原の一斉清掃参加者数推移



気比の松原一斉清掃の様子



気比の松原一斉清掃の様子

5 課題の総括

前アクションプランのまとめ

数値目標に関すること

方向① みんなが自然と歴史文化を育みます

- 「保安林指定面積」は、目標をほぼ達成しています。
- 「有害鳥獣被害額」は、順調に減少していましたが、令和2年度に大幅に増加し、目標未達成となっています。

方向② みんなが安心して快適に暮らします

- 「汚水処理人口普及率」と「公害苦情処理件数」は目標を達成しています。
- 「水洗化率」は減少傾向にあり、目標未達成となっています。

方向③ みんなが地球と歩みます

- 「温室効果ガス排出量」は目標を達成しています。
- 「電気使用量」は微増傾向、「ごみリサイクル率」と「コミュニティバス利用者数」は減少傾向にあり、目標未達成となっています。

方向④ みんなが環境を考え行動します

- 「環境に配慮した活動を行う団体数」は、中間年より増加したものの目標未達成となっています。
- 「小中学校における環境教育実施回数」は令和元年以降減少傾向にあり、目標未達成となっています。
- 「6月環境月間の清掃活動参加者数」は減少傾向にあり、目標未達成となっています。

アクションプランの方向性

方向① みんなが自然と歴史文化を育みます

- 保安林指定面積の目標値の見直し
- 有害鳥獣被害額の目標値または項目の見直し

方向② みんなが安心して快適に暮らします

- 汚水処理人口普及率と公害苦情処理件数の目標値または項目の見直し
- 水洗化率の目標値または項目の見直し

方向③ みんなが地球と歩みます

- 温室効果ガス排出量の目標値の見直し
- 電気使用量とごみリサイクル率、コミュニティバス利用者数の目標値または項目の見直し

方向④ みんなが環境を考え行動します

- 目標値または項目の見直し

前アクションプランのまとめ

市民・市民団体の取組に関すること

- 市民アンケートの結果から、再エネなどの導入や公共交通機関の利用、イベントや啓発事業への参加が進んでいないことが分かったため、これらに関する対策を強化する必要があります。
- 市民アンケートの結果から、市に進めてほしい対策として「ごみのポイ捨て不法投棄の防止」や「健全な水環境の確保」が多く挙げられていたことから、これらについて対策を強化する必要があります。
- また、今後参加したい環境活動として、「清掃・美化活動」や「海や川などの自然を守る活動」などが多く挙げられていたことから、これらの活動に参加できる場や機会を整える必要があります。

事業者の取組に関すること

- 全ての方向性で様々な取組が進んでいます。
- さらなる取組の普及・拡大に向けて、市による人的・経済的な支援や情報発信を進める必要があります。

行政の取組に関すること

- 全ての方向で様々な事業・取組を進めています。
- 年次報告書の結果から、事務事業で使用しているコピー用紙や灯油の量が増加しているため、対策を強化する必要があります。
- また、グリーン購入率も低下しており、環境に配慮した製品・サービスの調達を強化する必要があります。

アクションプランの方向性

市民・市民団体の取組に関すること

- 再エネなどの導入や公共交通機関の利用、イベントや啓発事業の参加につながる事業や取組の展開
- 不法投棄防止や水環境保全に向けた取組の充実
- 清掃・美化活動や海や川などの自然を守る活動に参加しやすい場・機会づくりの充実

事業者の取組に関すること

- 各種取組を市内に普及・拡大させるための人的・経済的な支援や情報発信の充実

行政の取組に関すること

- ごみ減量や省エネルギー化に向けた事業・取組の強化
- グリーン購入の普及に向けた体制の整備・強化

TOPIC 年次報告書について

敦賀市では、環境基本計画の数値目標や施策の進捗状況、市内の環境情報についてとりまとめた「環境基本計画年次報告書」を毎年作成し、ホームページで公表しています。



年次報告書を見たい方はコチラ↓



国内外の環境動向

持続可能な社会の形成

- 平成 27 年、国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されています。

資源循環問題

- 国内においては食料の多くを海外に頼りながら、依然として食品ロスが大量に発生しています。
- 近年のプラスチック問題に関する関心の高まりやプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、3Rに加えて Renewable（リニューアブル：再生可能な資源に替えること）についても対策を進める必要があります。

地球温暖化問題

- 国は「温室効果ガスの排出量を令和 32（2050）年までに実質ゼロにする」方針を発表しています。
- 県も同様の宣言を行っており、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

アクションプランの方向

持続可能な社会の形成

- SDGs との整合

資源循環問題

- 食品ロス削減対策の充実
- プラスチック対策の充実

地球温暖化問題

- 国や県の「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」取組への対応

第3章

前期環境アクションプランの内容

この章では、環境未来像の実現に向けてみんなが具体的に取り組んでいく環境活動と、取組の進捗状況を把握するための数値目標を設定します。

1 前期環境アクションプランのポイント

2 ゼロカーボンシティへの挑戦 (地球温暖化対策実行計画)

3 自然環境の保全

4 循環型社会の形成 (一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)

5 生活環境の保全

6 次世代につなげる取組

1 前期環境アクションプランのポイント

①新たな考え方

SDGs(持続可能な開発目標)の実現

○基本的方向性に関連するSDGsのゴールアイコンを表示

SDGsと基本的方向性の関係性が見える化するため、方向性単位で関連するSDGsのゴールアイコンを示し、SDGsの実現に向けた視点を含めて各種施策を進めます。

パリ協定を踏まえた脱炭素社会の構築

○「地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)」の推進

本市が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、敦賀市全域で行う地球温暖化対策を盛り込んだ「区域施策編」と、行政の事務事業で行う対策を盛り込んだ「事務事業編」を本アクションプランに盛り込み、重点的に進めます。

また、具体的な温室効果ガス排出削減目標を設定するとともに、水素エネルギーの活用を始めとするカーボンニュートラルを実現するための各種施策を盛り込みます。

持続可能な社会・ライフスタイルの確立

○「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の推進

本市では、令和4年4月1日から隣接する美浜町とごみの共同処理を開始するとともに、新清掃センターの整備を進めています。また、国内に目を向けると、令和4年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、脱プラスチックの動きが進むとともに、食品ロス削減や海岸漂着ごみ対策なども進んでいます。こうした動きを踏まえ、本アクションプラン内に一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を盛り込み、重点的に進めます。

②前アクションプランを踏まえた見直し内容

(1) 数値目標の見直し

数値目標の達成状況等を踏まえ、目標値の修正や新たな指標項目の設定を行います。

○新指標項目

- ・ 区域施策編における温室効果ガス排出量
- ・ 海岸清掃実施地点数
- ・ 中池見湿地来園者数
- ・ 有害鳥獣被害の削減率
- ・ 1人1日当たりの最終処分量
- ・ 水質基準達成河川数
- ・ 環境基準達成地下水採取地点
- ・ 花のまちづくり事業 実施場所数
- ・ リサイクルたい肥配布量
- ・ 環境教育を目的に含む学校教育関連事業の実施校数
- ・ 環境月間における清掃活動実施地区数

○目標値を変更

- ・ 事務事業編における温室効果ガス排出量
- ・ 1人1日当たりの（ごみ）排出量
- ・ リサイクル率（民間回収を含む）
- ・ 環境みらいネットワーク加入団体数

(2) 各主体の取組内容の見直し

各主体の取組状況や国内外の環境動向を踏まえ、取組内容の見直しを行います。

○反映すべき環境動向

- ・ SDGsとの整合
- ・ 食品ロス削減対策の充実
- ・ プラスチック対策の充実
- ・ 「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」取組への対応

○各主体の取組状況

<市民・市民団体>

- 再エネなどの導入や公共交通機関の利用、イベントや啓発事業の参加につながる事業や取組の展開
- 不法投棄防止や水環境保全に向けた取組の充実
- 清掃・美化活動や海や川などの自然を守る活動に参加しやすい場・機会づくりの充実

<事業者>

- 各種取組を市内に普及・拡大させるための人的・経済的な支援や情報発信の充実

<行政>

- ごみ減量や省エネルギー化に向けた事業・取組の強化
- グリーン購入の普及に向けた体制の整備・強化

③施策体系

環境未来像

人と自然が共生し 恵み豊かに暮らす環境を
次世代につなげるまち 敦賀



2 ゼロカーボンシティへの挑戦

地球温暖化対策実行計画

■関連するSDGs



■取組概要

平成27年に国際的に合意されたパリ協定を踏まえ、令和2年には政府が令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

本市も、令和3年7月に「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しており、各主体がその実現に向け、温室効果ガスを減らす取組を実践していきます。

地球環境分野においては、国の地球温暖化計画等の記載と整合を図り、和暦と西暦を併記します。

(1) 基本的事項

① 地球温暖化対策実行計画の計画期間

地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の計画期間は以下のとおりとします。

令和5（2023）年度～令和14（2032）年度の10年間

② 地球温暖化対策実行計画の基準年度および目標年度

地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の基準年度および目標年度は国の計画と整合を図り、以下のとおりとします。

なお、目標については、参考として本計画の中間年にあたる令和9（2027）年度時点の値も把握することとします。

基準年度▶平成25（2013）年度

目標年度▶短期 令和12（2030）年度

長期 令和32（2050）年度

③算定対象

本計画で対象とする区域、温室効果ガス、部門・施設は、以下のとおりです。

■対象とする区域

区域施策編	敦賀市の区域内全域
事務事業編	行政事務・事業全般

■対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの特徴
二酸化炭素（CO ₂ ）	代表的な温室効果ガス。化石燃料の燃料 など
メタン（CH ₄ ）	天然ガスの主成分。廃棄物の焼却 など
一酸化二窒素（N ₂ O）	廃棄物の焼却や排水処理、麻酔剤の使用 など
フロン類（HFC-134a）	カーエアコンの利用 など

■対象とする部門(区域施策編)

部門名	概要
産業部門	第1・2次産業（農林水産業、鉱業、建設業、製造業）
業務その他部門	第3次産業、地方公共団体
家庭部門	家庭生活に関すること
運輸部門	各部門の移動に関すること（船舶、鉄道、自動車全般）
廃棄物部門	各部門からの廃棄物・排水処理に関すること

■対象とする施設(事務事業編)

行政系施設（庁舎等）、市民文化施設（コミュニティセンター、公民館等）、社会教育系施設（図書館等）、スポーツ・レクリエーション施設（敦賀きらめき温泉リラ・ポート等）、学校教育系施設（小学校、中学校等）、医療施設、公園、供給処理施設（清掃センター、浄化センター等） など

※ただし、市営住宅など役所の管理下でない施設は対象外とします。

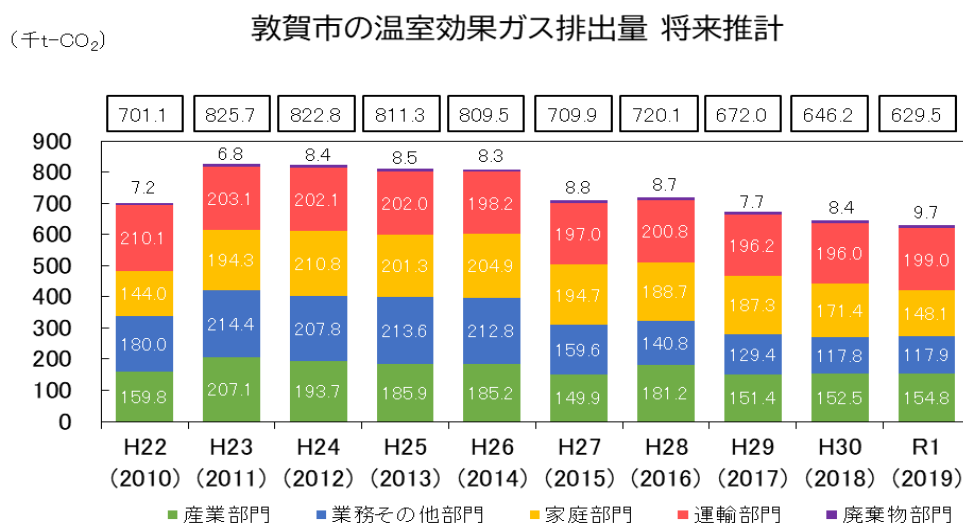
(2) 区域施策編

① 市域の温室効果ガス排出量

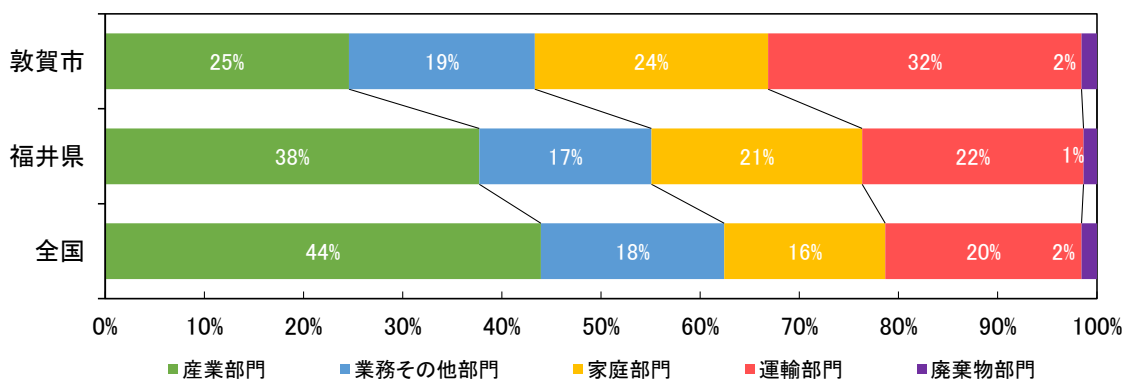
令和元（2019）年度における敦賀市の温室効果ガス排出量は、629.5 千 t-CO₂ となっており、平成 23（2011）年度をピークに減少傾向にあります。

部門別の排出量をみると、運輸部門が最も多く、次いで産業部門、家庭部門の順に多くなっています。

令和元（2019）年度の部門別構成比について、国・県と比べると、産業部門の占める割合が低く、運輸部門の占める割合が高い傾向にあります。



部門別構成比の比較(令和元年度)

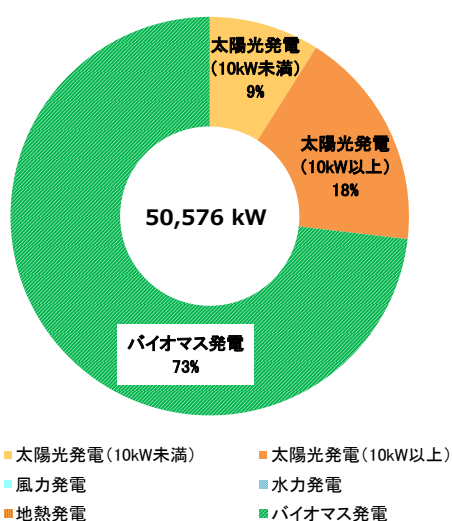


②再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル

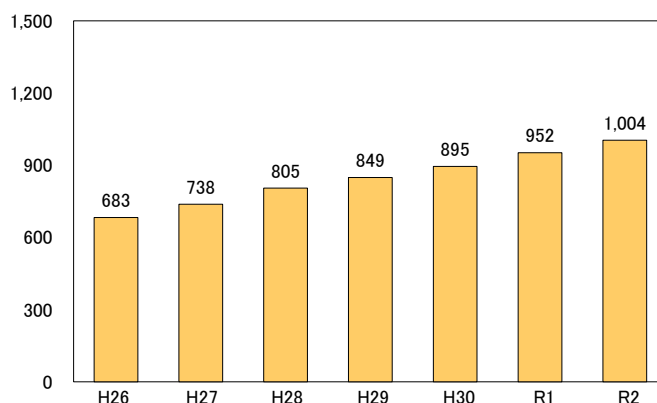
令和2（2020）年度における固定価格買取（FIT）制度に基づく本市の再生エネ導入量は 50,576kW となっており、バイオマス発電が半数以上を占めています。

住宅用太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数をみると、令和2（2020）年度時点で 1,004 件となっており、増加傾向にあります。

FIT制度における敦賀市の再生可能エネルギーの導入容量(令和2年度)



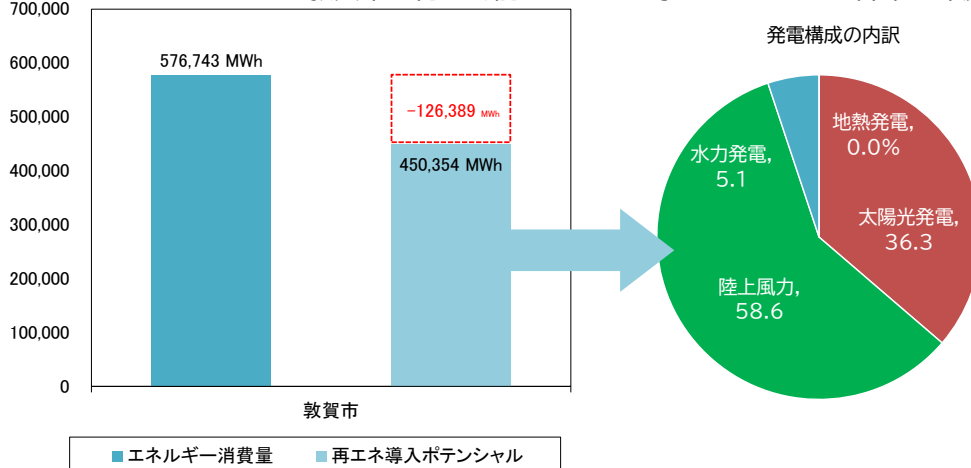
(件) 敦賀市の住宅用太陽光発電(10kW未満)設備の導入件数



令和3（2021）年度時点における再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）に基づく本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、450,354MWhとなっており、本市で消費されるエネルギー消費量（電力換算値）より少ない状況となっています。

発電構成の内訳をみると、陸上風力が 58.6%で最も高く、次いで太陽光発電が高くなっています。

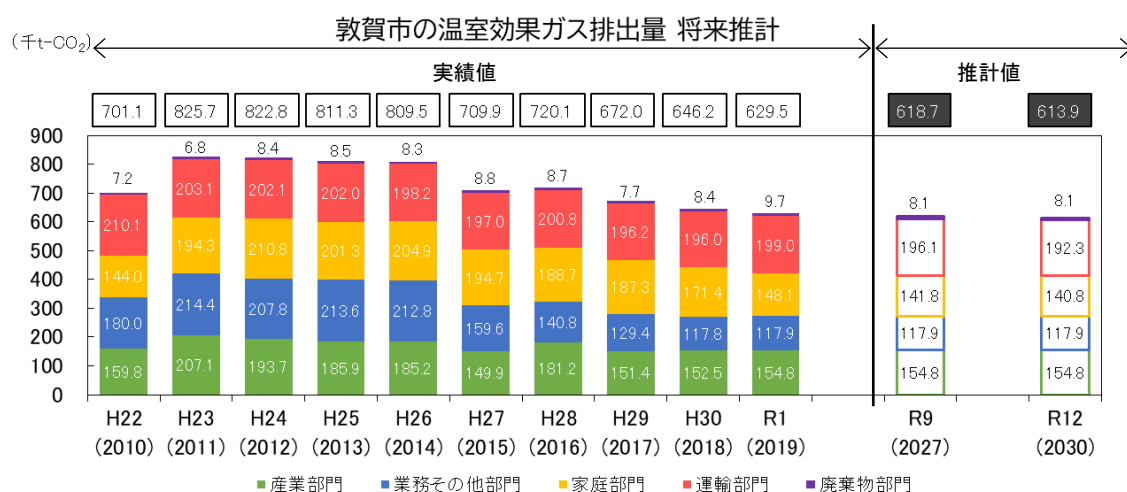
REPOS における敦賀市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル(令和3年度)



③温室効果ガスの将来排出量

目標年度である令和12(2030)年度の現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量は613.9千t-CO₂となっており、基準年度である平成25(2013)年度から24.3%、現状年度である令和元(2019)年度から2.5%減少する結果となっています。(参考：環境基本計画の目標年度である令和9(2027)年度時点では618.7千t-CO₂。)

部門別にみると、敦賀市の人口減少傾向が広く各分野に影響し、横ばいまたは減少する傾向となっています。



④温室効果ガスの削減目標

市域全体の温室効果ガス排出削減目標は、地域による温室効果ガスの排出特性や国・県の目標などを踏まえ、以下のとおり設定します。

■短期目標:令和12(2030)年度

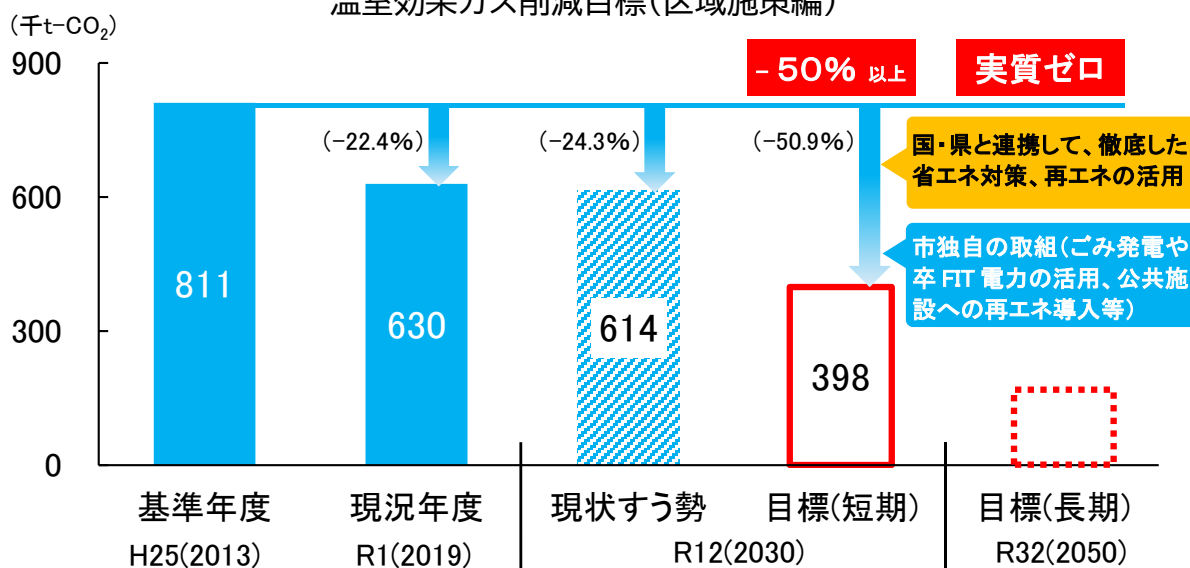
平成25(2013)年度比で、**50%以上**削減することを目指します。
 ※令和9年度時点では、平成25(2013)年度比43%以上削減を目指します。

■長期目標:令和32(2050)年度

温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**にすることを目指します。

※考え方の詳細については資料編参照。

温室効果ガス削減目標(区域施策編)



部門別温室効果ガス量の削減目安

区分	2013 基準年度 千t-CO ₂	2030 (目標年度)			
		BAU 千t-CO ₂	削減見込 千t-CO ₂	対策後排出量 千t-CO ₂	削減率 %
産業部門	185.91	154.80	23.15	131.65	29.2
製造業	172.49	-	-	-	-
鉱業・建設業	8.87	-	-	-	-
農林漁業	4.55	-	-	-	-
業務その他部門	213.60	117.90	28.88	89.02	58.3
家庭部門	201.25	140.80	30.64	110.16	45.3
運輸部門	201.95	192.30	57.63	134.67	33.3
廃棄物部門	8.54	8.10	2.24	5.86	31.4
再エネ導入			73.23	(-73.23)	-
計	811.25	613.90	215.77	398.13	50.9

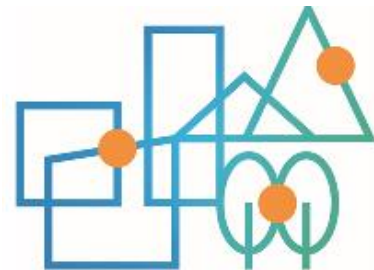
TOPIC 脱炭素先行地域について

敦賀市は、脱炭素社会の実現に向けて、令和3(2021)年7月1日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、原子力発電だけでなく、再生可能エネルギーや水素エネルギーといった多様なCO₂フリーエネルギーの利活用を進めてきました。

令和4(2022)年11月7日には、これまでの取組等が国から評価され、北陸3県で初となる「脱炭素先行地域※」に選定されました。

本計画の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、また、県や近隣地域に取組を横展開していくため、以下の取組を始めとする各種取組・対策を進めます。

※2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。



脱炭素先行地域 福井県敦賀市

脱炭素先行地域内での取組概要

脱炭素先行地域の対象：敦賀駅西地区・中心市街地集客施設・シンボルロード

業務その他 ▶ スマート物流の実装、カーボンニュートラルポートの推進 など

家庭 ▶ 再エネの地産地消(市内の卒FIT太陽光発電、ごみ発電)、北陸電力・福井銀行と連携して省エネ要請などの需給調整 など

地域エネルギーの地産地消

～ 敦賀市内で発電した電力を市内で消費～



【コラム】 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けたゼロエミッション電源の役割(グリーントランスフォーメーションに対する対応)

現代社会で使用する電気などのエネルギーは化石燃料を燃焼させ生み出している比率が高いため、大量の温室効果ガスの排出に繋がっています。地球温暖化の防止には温室効果ガスの排出を抑制・減少させることが必要であり、特に電気を生み出す過程において化石燃料を燃焼させずにエネルギーを生み出すことができる原子力発電や再生可能エネルギーに由来した発電方法は、この問題への対策において非常に重要です。

原子力発電や再生可能エネルギーに由来した発電方法を用いた電源はゼロエミッション電源と言われますが、国が国際公約として掲げた 2050 年カーボンニュートラルを達成する手段として示した「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」では、徹底した省エネの推進のほか、このゼロエミッション電源への転換・活用を推進していくことが取組として記載されました。

本市では、こうした国の方針に基づき、脱炭素社会の実現に向け、ゼロエミッション電源への転換を促すことが大切であると考えています。こうした中、令和 4 年 11 月には、本市の産業構造の複軸化や原子力発電と再生可能エネルギーが両立したモデルを全国に示していくという姿勢、また、卒FIT太陽光発電を活用した再生可能エネルギーの地産地消に関する取組などが評価され、全国で 100 か所のモデル地域を選定する脱炭素先行地域に選定されました。今後はこうした取組を軸に本市の GX を展開していきます。

(3)事務事業編

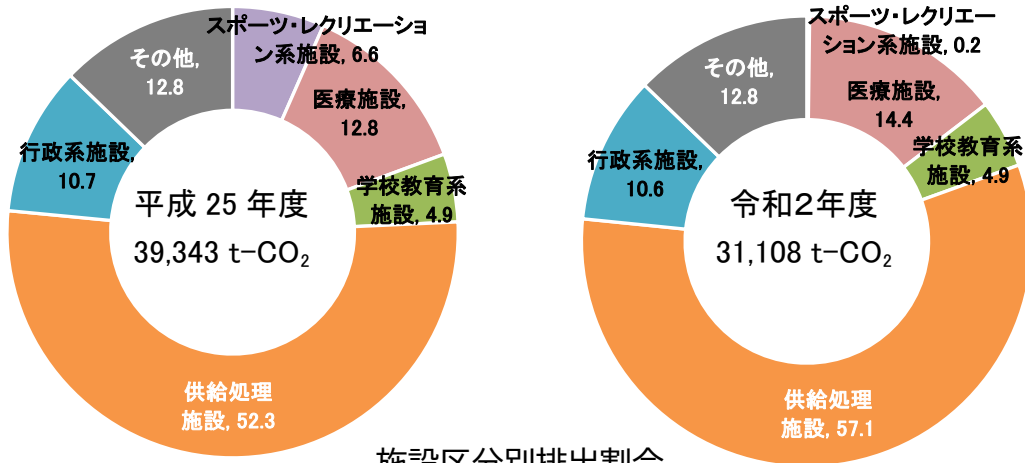
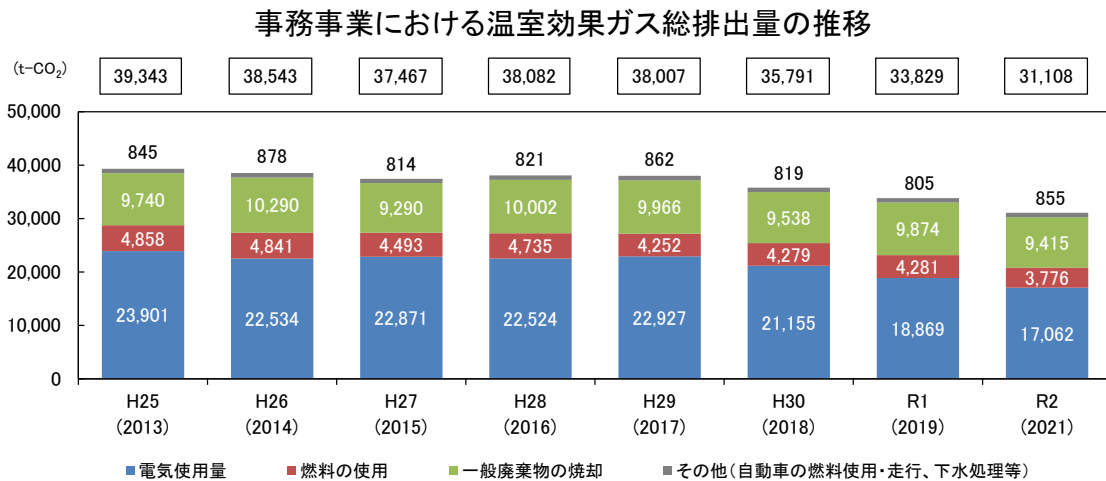
①事務事業の温室効果ガス排出量

令和2（2020）年度における事務事業の温室効果ガス排出量は、31,108t-CO₂となっており、基準年度である平成25（2013）年度以降減少傾向にあります。

項目別の排出量は、電気の使用によるものが最も多く、次いで一般廃棄物の焼却、燃料の使用によるものが多くなっています。

施設区分別の排出割合をみると、浄化センターや浄水場など供給処理施設によるものが最も高く、次いで敦賀病院などの医療施設、庁舎など行政系施設によるものが高くなっています。

令和2（2020）年度の排出割合について、基準年度である平成25（2013）年度と比べてスポーツ・レクリエーション系施設の占める割合が大きく低下している要因として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で敦賀きらめき温泉リラ・ポートが休館していたこと等が挙げられます。



②温室効果ガスの削減目標

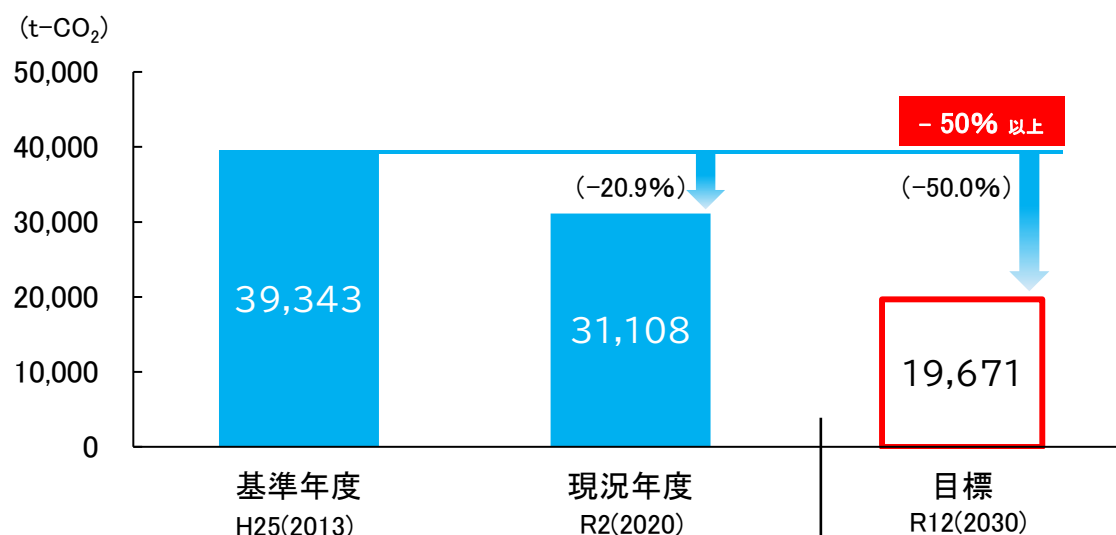
事務事業の温室効果ガス排出削減目標は、国・県の目標などを踏まえ、以下のとおり設定します。

■目標:令和 12(2030)年度

平成 25 (2013) 年度比で、**50%** 削減することを目指します。

※令和9年度時点では、平成25 (2013) 年度比 41%以上削減を目指します。

温室効果ガス削減目標(事務事業編)



(4)数値指標

数値目標

指 標	基 準 (R25)	目 標 (R9)
区域施策編における温室効果ガス排出量	811 千 t-CO ₂	462 千 t-CO ₂ (H25 比 43%以上削減)
事務事業編における温室効果ガス排出量	39,343 t-CO ₂	23,212 t-CO ₂ (H25 比 41%以上削減)

(5)各主体の取組内容

行政の取組

重点項目	具体的な取組
①地域の脱炭素化実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●水素やアンモニアの受け入れ拠点化を目指す敦賀港のカーボンニュートラルポート化に向けた検討に参画 ●燃料電池・自動車の導入啓発や水素ステーションの誘致活動などといった水素の利活用に向けた環境の整備
②省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等へのLED照明の導入推進 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校（15校）の体育館照明のLED化 ・公営住宅（35棟）の照明のLED化 ・道路街灯のLED化 ●通勤におけるカー・セーブデーの取組を継続し、通勤時における自転車や公共交通機関の利用を促進 ●関係機関と連携して「敦賀市脱炭素マネジメントチーム」を設立し、環境意識の高い事業者に対する再エネ設備導入に向けた支援を実施 ●プラグインハイブリッド車など、環境に配慮した車両を公用車として導入 ●環境マネジメントシステム（EMS）の運用を継続し、各項目（公用車、紙、電力、燃料、水道、LPガス、都市ガス）の消費量を把握すると共に、適正利用を推進 ●消耗品等についてグリーン購入を積極的に実施すると共に、資材選定などにおいても環境に配慮 ●市民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組むため、「COOL CHOICE」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の啓発活動を実施
③ZEB・ZEHの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ●新築時に適用される公営住宅の基準を見直し、省エネ対策をZEH水準に準拠 ●ZEB・ZEHの認知度向上に向けた啓発活動を実施
④再生可能エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出を実施（4施設導入済） ●公共施設の屋根などへの太陽光発電の導入ポテンシャル等を調査

- 再生可能エネルギー由来の電力の購入・活用の推進（市内の卒FIT太陽光発電を市内の公共施設で消費する「再エネ地産地消」の推進）

事業者の取組

具体的な取組

<事業活動に関すること>

- 国民運動「COOL CHOICE」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」、クールビズ、ウォームビズに協力しましょう。
- 不要な電気を消すなど、節電を心掛けましょう。
- 設備の買い替えの際は、高効率型や省エネ型のものを選ぶなど、より環境負荷の少ない製品を選択しましょう。
- 老朽化により生産性の低下した設備は、適宜更新しましょう。
- 緑のカーテンなどを活用して室内の温度調節を行い、冷暖房機は適正な温度で利用しましょう。
- 建物を新築、改築する際は省エネを考慮した設計やZEBを検討しましょう。
- 省エネ診断などを活用し、エネルギーの効率的な利用を進めましょう。
- 再生可能エネルギーの利用に関心を持ち、太陽光発電システムや蓄電池の導入を積極的に検討しましょう。
- 再生可能エネルギーなど環境負荷の少ない電気の購入・利用を検討しましょう。
- 住宅販売店は顧客にZEHや太陽光発電システムの導入を積極的に促しましょう。
- 敷地内の緑を増やしましょう。

<移動に関すること>

- カーセーブデーを設け、自動車以外の通勤手段を活用しましょう。
- 社用車の買い替えの際は、環境負荷の少ないエコカーや次世代自動車を選択しましょう。
- 不要なアイドリングをやめ、発進時はゆっくりスタートするなど、エコドライブを実施しましょう。

<その他>

- 省エネ活動に取り組んだ成果を、全従業員や社外に知らせ、意識の向上を図りましょう。
- 水素ステーションの事業化や燃料電池について調査・研究しましょう。
- 台風・集中豪雨や熱中症への対策について、日頃から準備しましょう。

市民の取組

具体的な取組

<暮らしに関すること>

- 国民運動「COOL CHOICE」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」に協力しましょう。
- 不要な電気を消すなど、節電を心掛けましょう。
- 家電の買い替えの際は、高効率型や省エネ型のものを選ぶなど、より環境負荷の少ない製品を選択しましょう。
- ブラインドやカーテン、すだれ、緑のカーテンなどを活用して室内の温度調節を行い、冷暖房機は適正な温度で利用しましょう。
- 宅配便は1回で受け取り、再配達にかかるエネルギーを節約しましょう。
- 自宅を新築、リフォームする際は省エネを考慮した設計やZEHを検討しましょう。
- うちエコ診断などを活用し、エネルギーの効率的な利用を進めましょう。
- 再生可能エネルギーの利用に関心を持ち、太陽光発電システムや蓄電池の導入を積極的に検討しましょう。
- 再生可能エネルギーなど環境負荷の少ない電気の購入・利用を検討しましょう。
- 敷地内で花や野菜を育てるなど緑を増やしましょう。

<移動に関すること>

- 自動車の買い替えの際は、環境負荷の少ないエコカーや次世代自動車を選択しましょう。
- 通勤や通学には、できるだけ公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 近いところへ出かける時は、徒歩または自転車を利用しましょう。
- 不要なアイドリングをやめ、発進時はゆっくりスタートするなど、エコドライブを実施しましょう。

<その他>

- 水素社会について、書籍やホームページなどで調べ、理解を深めましょう。
- 台風・集中豪雨や熱中症への対策について、日頃から準備しましょう。

3 自然環境の保全

■関連するSDGs



■取組概要

本市の貴重な自然とそこに育まれる多種多様な生き物や生態系を守り、今ある豊かな自然との共生を図り、その恵みを次世代に受け継いでいきます。

そのため、様々な主体の連携のもと、自然とのふれあいとともに、自然環境の保全に努めます。

(1)数値指標

数値目標

指 標	目 標(R9)
海岸清掃実施地点数	13地点 (R2：13地点)
中池見湿地来園者数	30,000人 (R2：33,379人)
有害鳥獣被害の削減率	10%

(2)各主体の取組内容

行政の取組

重点項目	具体的な取組
① 気比の松原等 海岸景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川美化を目的とした地域活動について、補助金を交付 ● 漁場クリーンアップ環境整備事業により海岸保全活動に対して補助金を交付 ● 海岸に漂着する大型ごみについて、回収・処理を実施 ● 松原公園環境美化推進事業により海岸清掃を実施 ● 水島の景観を整備する養浜事業について、補助金を交付 ● 水島の清掃を実施 ● 保全や活用の利便性を高める遊歩道の快適化 ● 適正利用に関する意識啓発広報の実施
② 中池見湿地等 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣類の保護に向けて、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域を設定・管理 ● 中池見湿地保全活用計画に基づく中池見湿地を管理運営 ● 池河内湿原において福井県が行う活動などに協力 ● 適正利用に関する意識啓発広報の実施
③ 水道水源の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道水源保護条例の適切な運用及び対象事業に関する届出内容の審査
④ 森林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● マツクイムシの防除措置の実施 ● 間伐促進対策の実施 ● 市行造林の適切な保育 ● 森林整備地域活動について、補助金を交付 ● 山林保全を目的とした保安林の指定 ● 多面的機能支払交付金による農業者への支援 ● 中山間地域等直接支払交付金による農業者への支援 ● 環境保全型農業に取り組む団体への支援 ● 有害獣の侵入防止設備設置に対する支援

事業者の取組

具体的な取組

- 企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）として、海岸や水路・河川、中池見湿地や池河内湿原の清掃活動、中池見湿地の外来種防除作業、自然観察会への参加、物資の提供など、環境活動に取り組みましょう。
- 事業活動を行う際には、野生動植物の生育や生息場所の保護・保全など、地域の自然環境と生態系（生物多様性）に配慮しましょう。
- 地域資源の持続可能な利用につながる環境に配慮された商品の開発や購入を心がけましょう。
- 海岸景観や森林環境、生物多様性の保全に関する活動の情報を従業員などに周知しましょう。

市民の取組

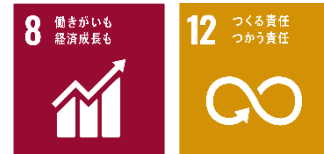
具体的な取組

- 自身が保有する山林や農地は、間伐や植林、耕作などにより適切に管理しましょう。
- 海岸や水路・河川、中池見湿地や池河内湿原の清掃活動、中池見湿地の外来種防除作業、自然観察会への参加など、海岸景観や森林環境、生物多様性の保全につながる活動へ積極的に参加しましょう。
- 地域資源の持続可能な利用につながる環境に配慮された商品の購入を心がけましょう。
- 有害鳥獣の捕獲に参加・協力しましょう。

4 循環型社会の形成

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

■関連するSDGs



■取組概要

3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進し廃棄物の減量及びリサイクルに努めるとともに、特にプラスチックについては3R+Renewable(リニューアブル:再生可能な資源への切替)の普及に向けた啓発活動等にも取り組みます。

また、廃棄物の処理について、近隣自治体との広域化・集約化等により効率的かつ適正な処理を実施するとともに、不法投棄等の防止に努めます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、以下のとおり定めます。なお、一般廃棄物(ごみ)処理実施計画で詳細を定める項目もあります。

(1)基本的事項

①一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間は、環境基本計画と整合を図り、以下のとおりとします。

令和5年度～令和9年度（5年間）

②一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標年度

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標年度は令和9年度とします。

③対象

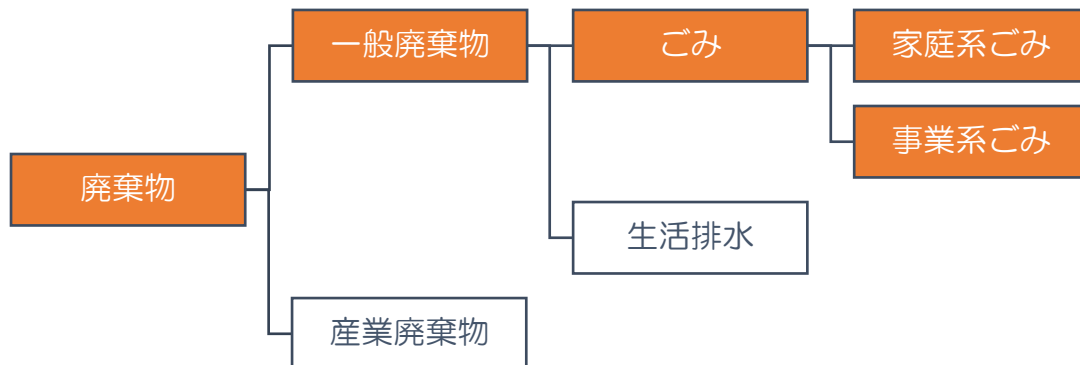
本計画で対象とする区域、廃棄物の範囲、ごみの種類は、以下のとおりです。

■対象とする区域

敦賀市の区域内全域

■対象とする廃棄物の範囲

敦賀市内で発生する一般廃棄物のうち家庭系ごみと事業系ごみを対象とします。



■対象とするごみの種類

排出区分	分別区分
家庭系ごみ	燃やせるごみ
	資源ごみ
	ビン
	ペットボトル
	小型複合ごみ
	粗大ごみ
	水銀含有ごみ
	スプレー缶・ライター類
	埋立ごみ
	古紙類
	事業系ごみ
資源ごみ	
ビン	
ペットボトル	
粗大ごみ	
水銀含有ごみ	
スプレー缶・ライター類	
埋立ごみ	
古紙類	
魚腸骨	

(2)一般廃棄物の処理状況

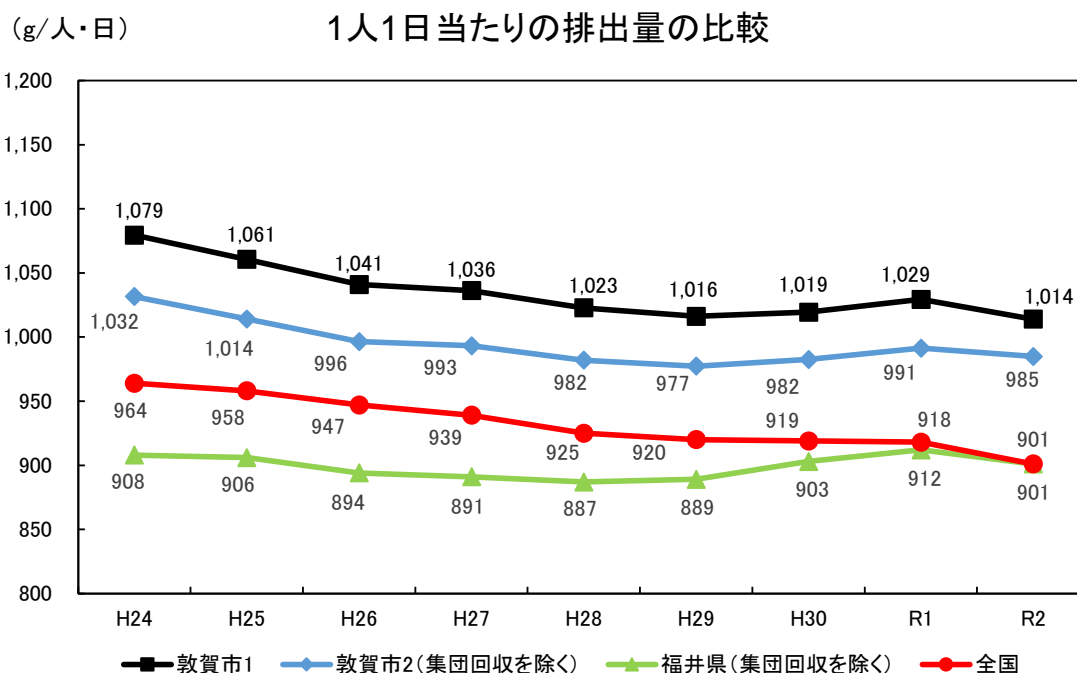
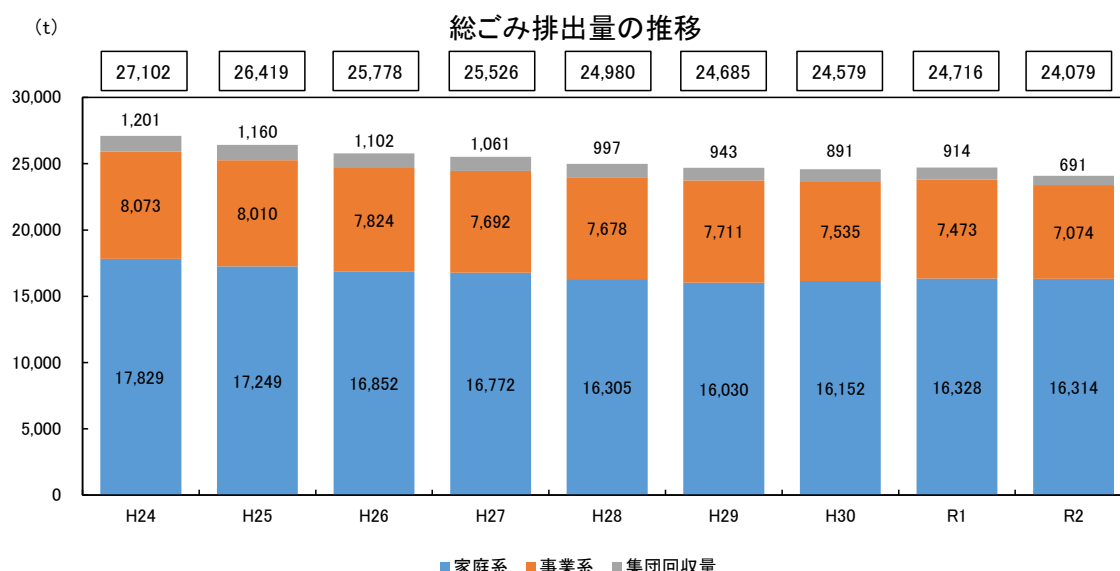
①ごみ処理の主な流れ

ごみの種類と処理内容に応じて清掃センター（焼却施設、資源化・減容化施設、ストックヤードなど）、最終処分場、（資源）回収業者及び飼料リサイクル事業者が適切に処理を行っています。（体系図は資料編掲載）

②敦賀市の総ごみ排出量

令和2年度における総ごみ排出量は、24,079t となっており、平成24年度以降減少傾向にあります。

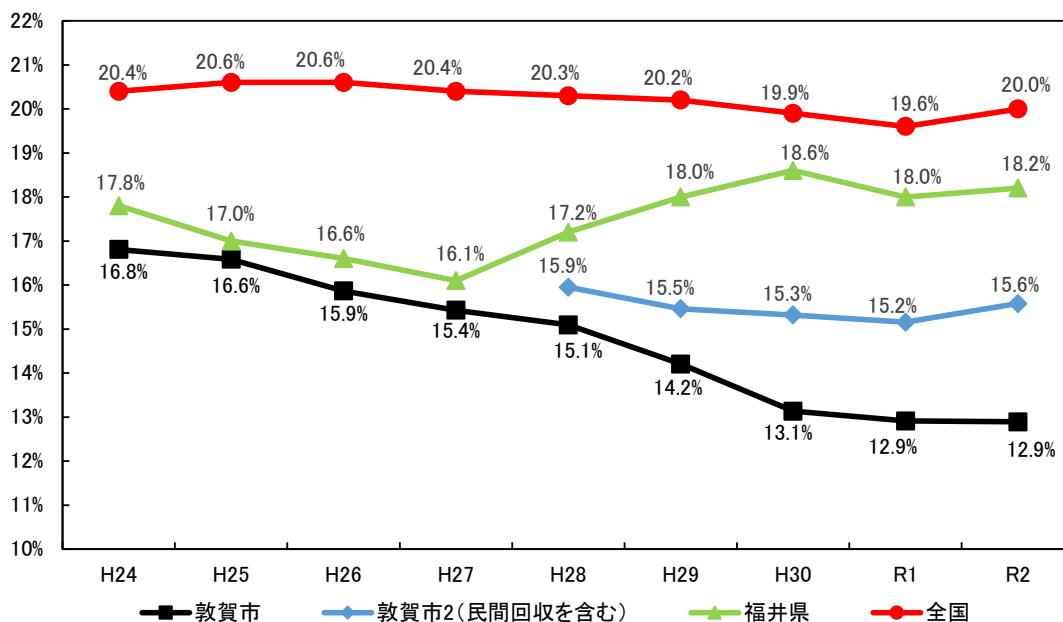
令和2年度における1人1日当たりの排出量は、1,014g となっており、国・県と比べると排出量が多くなっています。



③リサイクル率

令和 2 年度におけるリサイクル率は、15.6%（民間回収を含まない場合は、12.9%）となっており、国・県と比べると、低くなっています。

リサイクル率



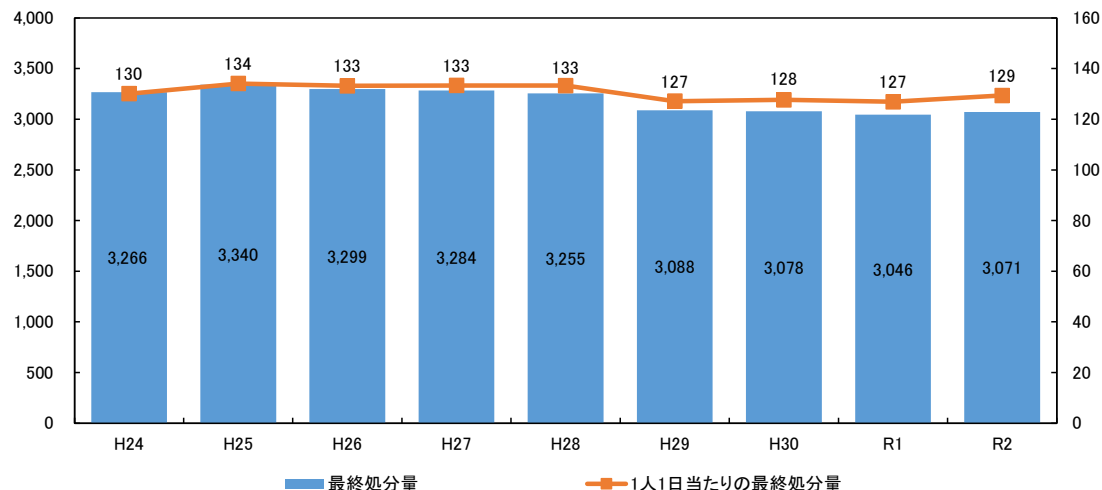
※敦賀市 2 以外は民間回収を含まない。

④最終処分量

令和 2 年度における最終処分量は 3,071t となっており、平成 25 年度以降減少傾向にあります。

令和 2 年度における 1 人 1 日当たりの最終処分量は 129g となっており、平成 25 年度以降ほぼ横ばいに推移しています。

(t) 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量 (g/人・日)



⑤ごみの減量化・再生利用の現状

分別収集、集団回収といった市民全体で取り組む資源回収のほか、以下に記載する制度やリサイクル展の開催、清掃センター見学会及び広報等による啓発を行い、ごみの減量化・再生利用に取り組んでいます。

●資源回収奨励補助金交付制度

登録団体が実施する古紙等の資源回収に対して補助金を交付

●古紙類及びビンのステーション収集

月に1回 地区ごとに定めた日に実施

●ペットボトルのステーション回収

週に1回 地区ごとに定めた日に実施

●ダンボールコンポスト等による生ごみ減量化の推進

一般家庭から排出される生ごみをたい肥化させる容器の普及

●指定ごみ袋制度

ごみの種類により異なるごみ袋を使用

●買物マイバッグ持参推進運動

事業者及び市民団体と連携して実施

●環境美化推進員制度

市内の各区に配置（委嘱）

●リサイクルたい肥の利用促進

街路樹の剪定や草刈り作業で排出された剪定枝を粉碎及び熟成し、たい肥化

(3)数値指標

本計画で示す数値目標については、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標を兼ねることとします。なお、各指標の設定に関する考え方は以下のとおりです。

数値目標

指標	基準 (R2)	目標 (R9)
1人1日当たりの排出量	1,014g/人・日	984g/人・日
リサイクル率（民間回収を含む）	15.6%	17.5%
1人1日当たりの最終処分量	129g/人・日	106g/人・日

①1人1日当たりの排出量

ごみの総排出量を削減することは、循環型社会を形成する上で必要不可欠なものであり、それに向けた市民が取り組みやすい指標が必要となります。市民1人1日当たりの排出量は、1人ひとりのごみ減量への努力の程度を表しやすく、実感が持ちやすいため、1人1日当たりの排出量を目標項目とします。

$$\text{1人1日当たりの排出量} = \frac{\text{ごみ収集量} + \text{集団回収量（古紙類）}}{\text{人口（人）} \times \text{365日又は366日}}$$

②リサイクル率

ごみとして排出されるものについては、できるだけリサイクルを行う必要があります。

そこで、家庭や事業所から排出されるもののうち、資源として回収されるものの割合を目標項目とします。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{清掃センター内資源化量} + \text{集団回収量（古紙類）} + \text{民間リサイクル量}}{\text{ごみ収集量} + \text{集団回収量（古紙類）} + \text{民間リサイクル量}} \times 100$$

③1人1日当たりの最終処分量

清掃センターで、ごみの焼却や破碎などの中間処理を行った後には、必ず焼却灰や不燃残渣等が残り、これらを最終処分しなければなりません。

最終処分場の確保は困難さを増す状況であり、環境への負荷をできる限り低減するため、1人1日当たりの最終処分量を目標項目とします。

$$\text{1人1日当たりの最終処分量} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{人口(人)} \times 365\text{日又は}366\text{日}}$$

(4)収集・運搬に関すること

①基本方針

市民サービスの充実を図りながら、効率的かつ環境負荷の低減に配慮した収集運搬体制の構築を目指します。

②収集・運搬体制

ア ごみの分別区分

現在の分別区分である10分別を継続するとともに、リサイクル可能な紙類の分別について研究します。

イ 収集・運搬主体

現在の収集・運搬主体を基本とし、社会情勢等の変化により随時対応していきます。

ウ 収集方式

ステーション収集方式を基本としますが、粗大ごみは直接搬入及び戸別収集とします。

エ 収集頻度

現在の収集頻度を基本としますが、中間処理施設の処理能力やごみの分別区分の変更時に際して逐次検討します。

令和3年4月現在

排出区分	分別区分	収集頻度	収集方式	ごみ袋等
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	週2回	ステーション収集（833 か所）	指定袋
		随時	戸別収集・直接搬入	—
	資源ごみ	週1回	ステーション収集（832 か所）	指定袋
		随時	戸別収集・直接搬入	—
	ペットボトル	週1回	ステーション収集（832 か所）	指定袋
		随時	戸別収集・直接搬入	—
	ビ　　ン	月1回	ステーション収集（832 か所）	コンテナ
		随時	戸別収集・直接搬入	—
	小型複合ごみ	年6回	ステーション収集（832 か所）	指定袋
		随時	戸別収集・直接搬入	—
	埋立ごみ	年6回	ステーション収集（832 か所）	丈夫な袋等
		随時	戸別収集・直接搬入	—
	水銀含有ごみ	年6回	ステーション収集（832 か所）	透明な袋等
随時		戸別収集・直接搬入	—	
粗大ごみ	随時	戸別収集・直接搬入	—	
スプレー缶・ ライター類	年6回	ステーション収集（832 か所）	コンテナ	
	随時	戸別収集・直接搬入	—	
古紙	月1回	ステーション収集（833 か所）	ひもで縛る	
	随時	戸別収集・直接搬入・集団回収	—	
事業系 ごみ	燃やせるごみ	週1回 以上	戸別収集・直接搬入	指定袋
	資源ごみ	2週1回以上	//	//
	ペットボトル	2週1回以上	//	//
	ビ　　ン	2週1回以上	//	—
	埋立ごみ	随　時	//	—
	水銀含有ごみ	//	//	—
	粗大ごみ	//	//	—
	スプレー缶・ ライター類	//	//	—
	古　　紙	//	直接搬入	—
	魚　腸　骨	週5～6回	戸別収集	—

③収集・運搬量の見込み

家庭系と事業系の収集ごみの1日当たりの収集・運搬量の実績値と見込み（予測値）を以下に示します。

	令和2年度 (実績値)	令和9年度 (予測値)
家庭系	44.70 t/日	42.84 t/日
事業系	19.38 t/日	18.17 t/日

※古紙類のステーション収集を含む。

(5)中間処理及び最終処分を行う施設の概要

※施設の概要は資料編にて掲載

(6)中間処理に関すること

①基本方針

現在稼働中の中間処理施設を適切に管理・運営することにより、効率的な処理、再資源化の推進を図ります。また、新たな中間処理施設を整備します。

②中間処理量の見込み

焼却施設と資源化減容化施設での1日当たりの中間処理量の実績値と見込み（予測値）を以下に示します。

	令和2年度 (実績値)	令和9年度 (予測値)
焼却施設での 中間処理量	56.61 t/日	54.61 t/日
資源化減容化施設での 中間処理量※	13.13 t/日	12.55 t/日

※焼却施設と資源化減容化施設では、施設間で処理後のごみが移動するため、必ずしも両施設での処理量の合計が排出量と一致しない。

(7)最終処分量に関すること

①基本方針

現在稼働中の赤崎最終処分場の適切な管理・運営を図るとともに、新たな最終処分場を整備します。

②最終処分量の見込み

1日当たりの最終処分量の実績値と見込み（予測値）を以下に示します。

	令和2年度 (実績値)	令和9年度 (予測値)
最終処分量	8.41 t/日	6.78 t/日

(8)災害廃棄物の取扱い

災害廃棄物の処理に関しては、「災害廃棄物処理計画」として別途定めま
す。

(9)各主体の取組内容

行政の取組

重点項目	具体的な取組
①廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none">●清掃センターに持ち込まれる粗大ごみの中で状態がよく使用可能なものについて、希望者に譲渡するリサイクル展を開催●適正な分別の普及に向けて、ごみアプリを配信（目標ダウンロード数：3,500件）●市の事務事業による廃棄物減量を目的とした庁内向けの環境美化推進員研修会を開催●市の事務事業から排出される廃棄物の減量化・リサイクルを推進●環境マネジメントシステム（EMS）に基づく、コピー枚数の削減やペーパーレス化など、紙の使用量の削減●家庭ごみの有料化に関する調査・研究
②3Rの推進	<ul style="list-style-type: none">●古紙の回収活動を行う団体について、補助金を交付

	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄の防止を目的とした監視パトロールの実施 ●不法投棄の防止を啓発する看板設置などへの活動支援 ●不法投棄の防止に向けて公共空間等の適正利用に関する意識啓発広報の実施の働きかけ ●選定枝を活用したリサイクルたい肥の利用促進やダンボールコンポスト及びキエーロの配布を実施 ●食品ロス削減に向けて、「おいしいふくい食べきり運動」やフードドライブの普及促進を実施
③プラスチックごみ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者や市民に対してマイバッグやマイボトルの利用促進を目的とした啓発活動を実施 ●行政が主催する会議・イベントにおいて、マイボトル・マイカップの持参を推奨する広報を実施 ●プラスチックごみ等のアップサイクルの普及啓発を目的とした啓発活動を実施
④一般廃棄物処理の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ●「一般廃棄物の共同処理に関する協定」に基づき、敦賀市のごみと美浜町のごみを敦賀市清掃センターで共同処理を推進
⑤一般廃棄物の適正処理のための新たな施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ●櫛川地区に新しい清掃センターを整備 (整備する施設の概要は資料編にて掲載) ●金山地区に新しい最終処分場を整備 (整備する施設の概要は資料編にて掲載)

事業者の取組

具体的な取組
<p><Reduce ごみの減量に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ●コピー枚数の削減など、紙の使用量の節約や事務用品の購入抑制に努めましょう。 ●販売予測をたて、廃棄する商品を減らしましょう。 ●消費者（利用者）にマイバッグの持参を積極的に呼び掛けましょう。 ●イベントを開催する時は、ごみの発生を抑制し、使用した材料はできるだけ再利用しましょう。 ●ごみ減量、リサイクル推進協力店に参加しましょう。 ●容器包装の簡素化に取り組み、ごみの減量に努めましょう。 ●生ごみ減量のため、「おいしいふくい食べきり運動」に積極的に取り組み

ましょう。

- 消費者（利用者）に食品ロス削減についての協力を呼びかけましょう。
- 規格外食材の活用方法を検討しましょう。
- 多量排出事業者について、減量計画を作成し、ごみ減量化に努めましょう。
- フードドライブに協力しましょう。

<Reuse 繰り返し使うことに関すること>

- 販売事業者は再使用可能な製品（リターナブルびんなど）の流通を図るとともに、その回収に努めましょう。
- 小売店において回収ボックスの設置をしましょう。
- グリーン購入や福井県リサイクル認定対象製品の開発・利用に努めましょう。

<Recycles 再資源化に関すること>

- 事業所内で分別などを行い、ごみの減量化・再資源化・再生利用に努めましょう。
- 事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう。
- 製造事業者は製品をリサイクルしやすい素材や構造に改良しましょう。
- 使用した後に消費者が分別しやすい製品の製造に努めましょう。
- 建設廃棄物（コンクリート、アスファルトなど）の再資源化に努めましょう。
- リサイクル資材、リサイクル製品の積極的な活用を進めましょう。

<プラスチックに関すること>

- バイオプラスチックを率先して利用しましょう。
- 小売・サービス事業者等は、ストローをはじめとする使い捨てプラスチックについて、消費者の意思の確認の徹底、提供方法の工夫や軽量化されたものの提供等を通じて、過剰な使用の抑制や代替素材への転換を進めましょう。
- プラスチックごみ等を原料としたアップサイクルに取り組みましょう。

市民の取組

具体的な取組

<Reduce ごみの減量に関すること>

- 資源の大切さを認識し、物を大切にしましょう。
- 買い物は「必要十分の量」を常に心掛け、無駄に買わないようにしましょう。

う。

- 使えるものはできるだけ再利用し、最後まで大切に使いましょう。
- リターナブル容器、量り売りや簡易包装の商品を優先的に購入しましょう。
- 過剰包装は断り、マイバックを持参しましょう。
- 電子書籍の購入や電子申請の利用などに取り組み、ペーパーレス化に努めましょう。
- 詰め替え製品を積極的に使用しましょう。
- すぐ使う食品は、商品棚の手前からとるようにしましょう。
- 食材を使い切り、調理くずを出さないなどのエコクッキングに努めましょう。
- 生ごみ減量のために、生ごみの水切りを心掛けましょう。
- 生ごみ減量のために、「おいしいふくい食べきり運動」に積極的に取り組みましょう。
- 外食の際は、食べきれる量を注文するようにしましょう。
- フードドライブに協力しましょう。

<Reuse 繰り返し使うことに関すること>

- リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用して、不用品をリサイクルしましょう。
- グリーン購入に努めましょう。

<Recycles 再資源化に関すること>

- ダンボールコンポストなどを利用して生ごみの自家処理をしましょう。
- 集団資源回収やスーパーなどの店頭回収を利用し、再資源化に協力しましょう。
- 古紙や古着の分別回収を心掛けましょう。
- リサイクルしやすい商品や分別しやすい商品を購入しましょう。
- 家電は定められた方法でリサイクルしましょう。
- ごみの分別を徹底し、出し方のルールを守りましょう。
- 雑紙を資源として分別しましょう。

<プラスチックに関すること>

- ペットボトルキャップ回収運動など、地域や企業の活動に協力し、ごみ減量化・再資源化・再生利用に努めましょう。
- 食品トレイの分別をしましょう。
- 使い捨てプラスチックにかわって、マイボトルやマイカップ等を使いましょう。
- バイオプラスチック製品を率先して購入しましょう。

<その他>

- ごみの分別や3Rの推進などの身近な活動に参加し理解を深めましょう。
- ごみ減量・ごみ分別・リサイクル方法に関する学習会、説明会に参加しましょう。
- 市が行う不法投棄パトロールや公共空間等の適正利用に関する意識啓発に協力しましょう。

5 生活環境の保全

■関連するSDGs



■取組概要

市民が暮らしやすいと実感できるために、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質などの不安がない安全安心な環境の保全に取り組みます。

また、近隣公害の防止やまちなかの緑化等に取り組み、快適でみどりや歴史文化との調和が取れた、人々の心安まる美しいまちづくりを進めていきます。

(1)数値指標

数値目標

指 標	目 標(R9)
水質基準達成河川数	16河川 (R2: 10河川)
環境基準達成地下水採取地点	16地点 (R2: 16地点)
花のまちづくり事業 実施場所数	81か所
リサイクルたい肥配布量	40m ³

(2)各主体の取組内容

行政の取組

重点項目	具体的な取組
①公害の防止	<ul style="list-style-type: none">●事業者の環境保全措置実施状況を確認する環境パトロールを定期的実施
②地下水の保全	<ul style="list-style-type: none">●地下水質、公共用水域水質、河川水有害物質など、水環境を保全するために必要な調査を実施●地下水位の状況を定期的に収集し、市の広報媒体で公開
③まちなかの緑化	<ul style="list-style-type: none">●緑化で使用する秋苗や春苗を各団体に配布●都市公園の環境を維持するために適切な管理を実施●地域が主体となった都市公園管理を進めるため、地元住民等と自主管理協定を締結●野坂いこいの森を適切に管理し、自然にふれ合える空間を市民に提供●松原公園内の林について下草刈りや落ち枝処理を実施し、林内環境を保全●空き地での雑草繁茂等の管理不良の防止に向けた指導及び啓発を実施
④動物の愛護及び適正な管理	<ul style="list-style-type: none">●狂犬病予防接種実施率を高めるため、狂犬病予防注射の集合注射を実施●野良猫の過剰な繁殖による生活環境の悪化を未然に防ぐため、野良猫の不妊手術に対して補助金を交付
⑤河川、騒音、振動、大気汚染等の監視	<ul style="list-style-type: none">●一般廃棄物が搬入される赤崎最終処分場について、処理水の水質検査を定期的実施●民間最終処分場周辺の河川水及び地下水の水質検査を定期的実施●有害化学物質などに対するリスクの低減を図るため、大気及び河川水におけるダイオキシン類の監視を実施●快適な生活環境の維持のため公衆用道路等で発生する騒音について調査を実施●野外焼却の防止・抑制のため、啓発・指導を実施

事業者の取組

具体的な取組

<公害の防止に関すること>

- 水質や騒音、振動、大気汚染などに関する基準を遵守しましょう。
- 低公害型の機器や設備の導入など、環境負荷の軽減に取り組みましょう。
- 住宅周辺で工事をする際は、実施時間に配慮しましょう。
- 農薬や化学肥料は適切な量の使用に努め、適切な場所で管理しましょう。
- 化学物質の適正使用と管理徹底を行いましょう。
- 事業の実施にあたっては、地下水に影響が出ないように配慮しましょう。
- 消雪には地下水を利用しないように努めましょう。
- 公害防止、環境保全に関する協定を締結し、環境の保全に努めましょう。

<緑化に関すること>

- 敷地内の緑化に努めましょう。
- まちなかの緑化活動に参加・協力しましょう。

<空き地、空き家に関すること>

- 空き地や空き家が管理不良の状態にならないよう、所有者等の責務を踏まえ適切に管理し、環境悪化を防ぎましょう。

市民の取組

具体的な取組

<公害の防止に関すること>

- 近隣の居住者に配慮し、迷惑をかけるような音は出さないようにしましょう。
- 悪臭が発生しないよう、ごみはルールを守って処分しましょう。
- 公共下水道への速やかな加入に努めましょう。
- 合併処理浄化槽を設置する場合は適切に維持管理しましょう。

<緑化に関すること>

- 敷地内の緑化に努めましょう。
- まちなかの緑化活動に参加・協力しましょう。

<ペットに関すること>

- 犬や猫などペットを飼育する際は、飼主が責任をもって管理しましょう。

- 犬や猫などペットのフンは、飼い主が責任を持って始末しましょう。
- ＜空き地、空き家に関すること＞
- 空き地や空き家が管理不良の状態にならないよう、所有者等の責務を踏まえ適切に管理し、環境悪化を防ぎましょう。

6 次世代につなげる取組

■関連するSDGs



■取組概要

恵み豊かな環境を次の世代につなげるため、様々な主体(市民・市民団体・事業者・市)が連携・協働して、環境保全に取り組めます。

また、様々な主体をとおして、環境教育・環境学習の機会を確保し、様々な主体の相互理解とともに次の世代の担い手を育成します。

(1)数値指標

数値目標

指 標	目 標(R9)
環境みらいネットワーク加入団体数	25団体 (R2:22団体)
環境教育を目的に含む学校教育関連事業(※1)の実施校数(5年間累計)	16校
環境月間における清掃活動実施地区数	10地区(※2)

※1 幼児教育・保育自然体験等支援事業、地域教育コミュニティ推進事業、ふるさとの魅力発信推進事業

※2 北、南、西、松原、西浦、東浦、東郷、中郷、愛発、粟野

(2)各主体の取組内容

行政の取組

重点項目	具体的な取組
①環境みらいネットワークとの連携	<ul style="list-style-type: none">●ISO14001認証取得事業者の掘り起こしなど、つるが環境みらいネットワークの活動参加主体の拡大に向けた取組を実施●つるが環境みらいネットワークの活動に対する負担金を適切に支出
②環境フェアの開催	<ul style="list-style-type: none">●つるが環境みらいネットワークとの共催でつるが環境フェアを年1回開催●つるが環境フェアの団体展示ブースにおいて、行政が行う環境活動の紹介などの展示を検討
③地域での清掃活動の継続	<ul style="list-style-type: none">●事業者や市民（市民団体）が行うクリーンアップ等社会奉仕活動に関して、ごみ袋の提供などの支援を実施●県が行う「クリーンアップふくい大作戦！」について、一斉拠点活動を主催
④学校教育での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">●幼児教育・保育自然体験等支援事業等により環境美化意識の啓発を推進●環境保全意識の啓発を進めるため、市が主催する教室や催事を企画運営●「かんきょうコンクール」の継続開催

事業者の取組

具体的な取組

- 環境保全活動や環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 事業における環境保全活動などの取組をステークホルダーに公開すると共に、従業員や従業員の家族に対する教育・啓発に取り組みましょう。
- 同業種などの団体や行政、市民（市民団体）と環境活動に関するネットワークを形成し、相互に連携協力を行いましょ。
- ISO14001など、環境に配慮した認証取得に積極的に取り組みましょ。

市民の取組

具体的な取組

- 環境保全活動や環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境問題に関する研修会や勉強会に積極的に参加しましょう。
- 環境に関する情報を積極的に収集し、幅広い知識を習得しましょう。
- 実践した環境に関する取組について、SNSなどを活用して積極的に発信しましょう。